

四萬三千七百六甍、一千三十二萬圓で、製品の一部は輸移出せられ、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位にある。

二五、精米工業 精米業は工場数の多きこゝ各種工業中の首位を占め、昭和十一年に於ける朝鮮の工場總數五千九百二十七中、實に一千二百二十五は精米工場である。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し相當大規模經營のものがあり、昭和十年は白米調製高六十五萬甍、玄米調製高五十一萬甍に達した。

二六、電球製造工業 最近釜山及京城に斯業の勃興を見つゝあり、殆んど輸出向の製品を目的とする小工場であるが京城には稍大規模の工場がある。

二七、珪瑯鐵器工業 近年急激なる發達を見たるものであつて、目下釜山に五工場、京城に一工場あり、此の中釜山に於ける工場は輸出向品の製造を主たる目的とし、京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。

尙昭和十二年に於ける生産高は二百九十八萬餘圓、輸出高は二百三十七萬餘圓に達した。

中央試験所

中央試験所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業・工藝の四部分に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試験研究を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事

項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

工業獎勵

工業傳習事業を企畫する者、又は有利なる工業を經營するも事業創始の際に、收支償ふ能はざる者、或は鮮内資源を開發する事業等に對しては、本府又は地方廳は之に金品を補助し以て工業の發達に勵めてゐる。又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられた恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるゝ機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して補助金を交付する等、各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來慣行に放任されて居たが、統監府設置以來度量衡の改正に著手して隆熙三年九月度量衡法を制定し、度量衡の名稱、名位及種類を内地と同様とし、度量衡は政府の專賣を爲し、銳意計量觀念の啓發に努め來つた。爾來諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法専用度量衡法を施行したので、朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し、内地同様メートル法専用を爲し來つたが、昭和十四年一月内地に於て更に法令の一部を

改正し、特別の由緒あるものにして土地又は建造物に關しては當分の内、其の他のものに關しては昭和三十三年十二月三十一日迄従前の慣例に従ひ尺貫法度量衡の名稱名位を使用し得ることと成つたため、朝鮮に於ても内鮮不可分の建前上府令を改正し、昭和十四年七月一日より右内地の制度に隨從することとした。

物資調整、燃料事業

一、臨時物資調整 支那事變の進展に伴ひ、軍需資材の需要は益々激増しつゝあり、これが供給の確保を圖るに共に、國民經濟の圓滑なる運行を期するに當り、極めて緊要であり、これがためには、軍需資材その他の重要物資の生産力擴充計畫、代用品利用計畫、配給調整計畫、輸出人に關する計畫、消費規正に關する計畫等の需給調整に關する實施計畫を樹立して、これに基き、關係業者等の指導監督に當らなければならない。

仍て、中央政府に於ては、商工省内に臨時物資調整局を新設して、専ら右事務の處理に當りつゝあるが、本府に於ても、昭和十三年度にこれが事務處理のため官制を改正し、事務官、技師、屬、技手等の増員を行ひ大體中央の方針に順應して、本府殖産局に臨時物資調整課を新設し、又地方各道には關係職員を配置して、激増し來れる本事務處理の圓滑なる遂行を期してゐる。

二、燃料事業 燃料問題に關しては、その生産、輸移入及販賣の計畫、消費規正並に代用燃料の供給等の事務が時局の關係上幾近頗る複雑多岐を極め、その適否は直接他の關係産業に重要な影響を與へるので、これが総合的計畫の樹立及實施方法等については、慎重且つ細密なる調査研究を積極的活動が要求せられる。仍て本府は右臨時物資調整課新設を機に燃料課を新設し商工課より石油業法、人造石油製造事業法、揮發油及アルコール混用法等液體燃料の自給促進及需給の調節に關する事務を、鑛山課より石炭の利用及需給等に關する事務を分離し分掌せしめ、以て燃料問題の圓滑なる解決を期して居る。

電氣及瓦斯事業

電氣事業 朝鮮に於ける電氣事業は、從來概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたのであるが、數年前より漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制が其の緒に就き、其の後大規模な水力電氣の開発を企畫する者も現れたる爲、朝鮮に於ける電氣事業統制の根本方針を決定することと爲り、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て昭和六年十二月、將來建設せらるゝ主なる發電所及送電線路の基準を爲る發電計畫及送電網計畫を定め、且發電、送電及配電の各部門に付て夫々依らしむべき企業形態等重要な統制の根本方針を決定した。而して發電、送電及配電は原則として別箇の企業主體をして經營せしむる方針であつて、發送電事業者をして専ら統制計畫に定められた發電所及送電線路の開発建設に當らしめて之が實現の促進を圖り、又配電事業に付ては、全鮮を最も合理的に認める數箇の區域に分

ち、其の区域内に現存する小規模事業を合同して大規模且強力な配電事業を爲し、之を民營に依らしめて積極的に電氣の普及を圖らしめることとした。

右の發送電網計畫中、發電所では出力約百六十萬「キロワット」の鴨綠江本流水力を首めし、出力約三十三萬「キロワット」の鴨綠江水系長津江水力、出力約三十五萬「キロワット」の同水系黃水院江水力、寧越炭田、三陟炭田及德川炭田に於ける產出炭を燃料とする寧越火力發電所、三陟火力發電所及德川火力發電所等が其の主なるものであつて、又送電線路では鴨綠江本流水力渭原水力地端より平壤に至る互長約二百三十千の二十二萬「ヴォルト」送電線路、厚昌水力地端より江界を経て興南に至る互長約四百二十千の二十二萬「ヴォルト」送電線路、長津江水力から平壤に至り更に南下して京城に至る互長約四百千の十五萬四千「ヴォルト」送電線路、黃水院江水力から端川に出で一方北上して清津に至り一方南下して長津江水力に連絡する十一萬「ヴォルト」の所謂咸北送電線路、寧越火力發電所から尙州を経て大邱に至る十五萬四千「ヴォルト」大邱送電線路及右の大邱送電線路より尙州に於て分岐し、大田に至る十五萬四千「ヴォルト」送電線路等が其の主なるものである。

次に配電事業の統制に付ては、昭和九年一月に於ける西鮮合同電氣會社の成立に依る平安北道・平安南道及黃海道の三道に互る電氣事業者の大合同、昭和十年十月に於ける咸南合同電氣株式會社の成立に依る咸鏡南道内の電氣事業者の合同等々統制の實現を見、更に西鮮合同電氣株式會社は昭和十一年十一月開城電氣株式會社を、同十二年一月新義州電氣株式會社を合同し、更に同十三年一月平壤府營事業を買収し、以て西鮮地方の配電事業を全部統制した。又南鮮地方には從來約三十の小事業が分立してゐたが、昭和十一年春頃から當局に於て、此等の事業を打つて一丸とする大規模配電會社設立の斡旋態度に努めた結果、昭和十二年三月忠清南道・全羅南道及慶尙南道の所謂南鮮六道並に京畿道及江原道の各一部に互る廣汎なる地域の配電事業が大合同の實現を見、又北鮮地方に於ても昭和十三年五月を以て舊朝鮮電氣、舊會寧電氣及舊雄基電氣の三社が合同して北鮮合同電氣に統制せられた。

斯の如く電氣事業の統制は發送電事業の創設及配電事業の合同共何れも順調に進捗してゐるが、更に最近に至つて鮮滿國境河川たる鴨綠江本流水力の開發計畫が具體化し、朝鮮總督府と滿洲國政府との間に其の基本的協定成立し、朝鮮及滿洲共同して其の開發に當ることとなり、朝鮮鴨綠江水力發電株式會社及滿洲鴨綠江水力發電株式會社の成立を見るに至つた。鴨綠江本流水力の發電力は百五十萬「キロワット」以上に達するものと想察せられ、且經濟價值も極めて優秀であるから、之が開發を見た曉には鮮滿國境地帯の産業開發振興に寄與する所大なるものありと期待せられる。

昭和十四年三月末現在に於ける電氣事業者数は、營業用十五（第三號電氣事業者を含まず）、官應用二十一、自家用百八十七、合計二百二十三であつて、營業用電氣事業の概況は左の通りである。

營業用電氣事業

事業者数	資本金	拂込資本金	發電力
15	1,741,000 円	1,417,500 円	954,500 キロワット
			(未發成事業を含む)

工業

瓦斯事業 瓦斯事業者は従来京城電氣株式會社と朝鮮瓦斯電氣株式會社（昭和十二年三月南鮮合同電氣株式會社に引繼經營す）が夫々京城府及釜山府を營業區域として、電氣事業を兼營し來つたのであるが、昭和十一年十一月、更に大邱府、西鮮合同電氣株式會社に其の經營を許可せられ、前者は大邱府を、後者は平壤府を供給區域として昭和十二年九月及十二月夫々事業を開始した。更に昭和十三年四月新義州にこの事業經營が許可せられ同年十二月供給を開始した。

昭和十四年三月末に於ける瓦斯事業の概況は左の通りである。

瓦斯事業

事業者數	資本金	拂込資本金	一日瓦斯製造能力
一五	六、四三三、〇〇〇円	四八、九一九、六五〇円	立方米 五、四五六

備考 資本金及拂込資本金は會社の事業全部のものを掲ぐ。

二一 商業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引は大部分、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業を營む者が漸次増加したが、此等の在來市場は依然地方重要な商業機關であつて、昭和十三年末に於ては全鮮を通じて其の數一千四百五十八箇所、其の取引額一箇年三億七千百萬圓以上に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期に開市し、市日には附近の住民は勿論遠く八九里の地から購客が來集する。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。在來市場には客主・居間・監考・典當等の取引機關がある。

イ、客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貨金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるもので、其の商行爲は恰も内地に於ける問屋業に似てゐる。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するのである。

ロ、居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、恰も内地の仲立人同様であつて、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となつて周旋の勞に當る者がある。稍客主業に似てゐるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介するに同時に表面自ら取引の當業者であるが、居間は單に賣買を紹介するに止まり、取引に關して何等關與しない。

ハ、監考 地方に依りて其の取扱ふ商品一定しないが、市場の米穀取引は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考が升量し、其の手数料として一升に充たざる端數の米穀を收受する慣習である。然し市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たんとしてゐる。

ニ、典當 (質屋) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典當物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の比準は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典當に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に融通する場合は其の時期を頗る短くする。然し何れも利息支拂に依り延期し得るに及ぶ流質となりたる場合、典當權者が其の典當物を賣却處分し得ることは、内地の質屋業と異ならない。

内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等の内地人集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至つた。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物産の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨・呉服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至つたので、大正九年四月一日該令を廢止した。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任し得ないので、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分従前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は、産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十二年末	一六二	九三	二	一五	三五	六一	八五	四	一九	四五	三、二七
年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十二年末	三三	三五	一四	三	五	六	三	六	一	二六	一〇

朝鮮に支店を有する内地會社營業種別

朝鮮に支店を有する外國會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十二年末	一	五	一	一	三	一	一	一	一	一	二

取引所及正米市場

取引所 取引所に關しては、明治三十二年帝國領事の認可を得て設立した株式會社仁川米豆取引所以外一切取引所の新設を許さなかつたが、最近朝鮮の産業並に經濟進展の實狀に鑑み取引所制度確立の必要を認むるに至つたので、昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月其の施行規則を發布し、以て取引所に關する根本方策を樹てた。即ち取引所は會員組織に依るを原則とし、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依らざれば之が設立を爲し得ず、新令公布の際現に存したる株式會社仁川米豆取引所及び株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を認め、又兩會社の合併を爲し得る途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸收せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざらしむるに共に、更に市場規則を改正し、既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎮南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし（昭和七年末限り廢止）、新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎮南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を許可した。又株式會社仁川米豆取引所及び株式會社京城株式現物取引市場は、同年一月一日合併して新に株式會社朝鮮取引所を設立し、従前通り仁川に於ては米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行つてゐる。

正米市場 朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つたので、此等の市場に於て行はれた直取引の爲、別に正米市場規則を發布し（昭和六年九月）取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することとした。即ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は、之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外して本則に據らしむることとし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人又は米の賣買若しは仲立を業とする商人の組合たることとの制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を超ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決済は一切之を認めないこととした。

正米市場は（昭和十四年八月末現在）釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場（昭和七年十二月設置許可）一あるのみである。

商 工 會 議 所

商工會議所は商工業の改善發達を以て其の目的とする重要な機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業遂行上將又監督上遺憾な點が少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施した。同令施行前に於ける會議所は内地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したが、會議所として存立の意義を有せざるものも少くなかつたので同令の施行と共に之を整理し、一地區一會議所として内鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることとした。爾來星霜を閱するに十五年同令は、長足の發達を遂げて殆ど其の面目を一新した朝鮮の實情に副はざるものあるを認めたので、更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益々其の機能の發揮に資することとした。現に存する會議所は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・馬山・海州・城津羅津の二十であり、之等商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物産同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以つ

て申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社交的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなく、却て諸種の弊害醸成の慮があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要なる指導及監督を加へ來つたが、法規上の根據なく爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不尠からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・家畜・家禽及其の畜産物、毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果實・織物・紙・醸造品・白蔘・木炭・製材及其の生産、製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに限つたが昭和十年電球及瑛瑯鐵器を、昭和十二年人絹織物・ゴム靴及鞋下を昭和十三年燐寸・煉瓦及石油を、昭和十四年螢石及石炭をそれぞれ追加した。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるもの、昭和十四年八月末現在に於て紙物・穀物輸出・電球・瑛瑯鐵器・靴下・牛乳・螢石の同業組合各一、人蔘同業組合二、ゴム靴同業組合三、重油同業組合三、蠶種同業組合四、石油同業組合四、果物同業組合八、同聯合會一、合計三十二に達し、何れも製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減、販路の擴張を圖り、或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合の目的達成に活動してゐる。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられたる結果、昭和八年三月三十一日限解散した。

産 業 組 合

産業組合制度は産業の現状に照らし最も緊要の施設であるから、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を内地産業組合法に採つたが、信用事業は既に金融組合制度施行により相當の發達を示したので、之を重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際、數よりも先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することとした。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合の現況は、昭和十三年三月末に於て組合數百十八、組合員數十七萬二千人、出資金二百七十五萬六千圓、積立金三十八萬八千圓、借入金一千四百九十六萬八千圓、事業高三千六百八十七萬九千圓である。

商 工 獎 勵 館

本館は廣く朝鮮の資源及物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖るに共に、一面多額の輸入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他刊行物發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・

仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地・上海・浦鹽就航船室の一部に朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關に於ける鮮滿案内所等にも輪移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努むるに共に本府東京事務所の一部に、朝鮮に於ける資源及産業の狀況各種施設並其の成績等を示すべき出品物を蒐集陳列して、朝鮮事情の周知徹底に資本及企業の誘致促進に資し、帝都に於て廣く朝鮮物産の販賣斡旋の衝に當り、其の眞價の發揚に商團の擴張に鋭意努力してゐる。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙内地又は鮮内各地に開催せらるゝ各種展覽會及即賣會等への出品斡旋、参考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずるに共に見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に後援助成の勞を採り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・產地・生産狀況・品質・價格・包裝・意匠・集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送経路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を明にするに共に、一面關係官公吏及主要なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價値の向上を圖り、更に進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等の活動に努めてゐる。

二二 物資動員計畫

昭和十二年支那事變勃發以來その戦線の擴大に事變の長期化豫想に伴ひ、之に要する軍需資材の需要は急激に増加し來り、之等軍需資材の圓滑なる調達並に他面國民生活必需品の最少限度の供給を確保するに、事變究局の目的達成不可缺の必要事であり、之が爲めには平時經濟より所謂戰時經濟へ、國家經濟機構の編成換へを行ひ、以て計畫的に國防經濟の機能を充實すること肝要なり來つたのに鑑み、從來朝鮮總督官房文書課に於て取扱ひたる資源調査並に總動員計畫事務を分離し、新に昭和十二年九月一日訓令第六十六號を以て官房資源課の設置を見た。

資源課に於ては資源調査法並に資源調査令の運用に依り、人的或は物的資源の調査を行ひ、之に依り蒐集せられた資料を基礎として國家總動員計畫を立案並に遂行し、尙從來より自由主義的經濟の色彩強く、工業的發展の緒にある朝鮮では、之等の經濟的發展を善導し而も經濟機構を戰時體制に移行整備し、以て國防上の全能力を有効適切に發揮せしむる事最も緊要であるから、國家總動員計畫中物資動員計畫に關聯する諸般の事務に付ては特に主力を注ぎ萬遺憾なきを期したのである。

然るに最近に於ては支那事變の長期化並に國際諸情勢の變轉に伴ひ、物資動員計畫は益々詳細精緻を極むるに共に、其の事務の増大強化は必然的に諸般の國家總動員計畫事務の複雑強化を招來し、國家總動員計畫事務の全面的増大は資源課機構擴充を必要とするに至つた。

茲に於て昭和十四年十一月二十八日勅令第七百九十三號を以て新に企畫部を設置し、從來資源課に於て掌理し來つた資源調査並に國家總動員計畫事務の外、殖産局臨時物資調整課に於て掌理し居つた物資の配給調整事務を加へ、以て物資動員計畫事務を中心として増大し來つた國家總動員計畫事務並に時局の進展と共に、相次いで發動せられた國家總動員法關係事務を擔當處理することとなつた。

企畫部には、第一課、第二課及第三課を置き、第一課に於ては、(一)物資、勞務、交通電力、資金其他の動員計畫の設定及遂行の綜合に關する事項、(二)生産力擴充計畫の設定及遂行の綜合に關する事項、(三)國家總動員法施行の綜合に關する事項、(四)資源調査に關する事項、(五)機密の保護に關する事項、(六)委員會に關する事項等を、第二課に於ては鐵類、非鐵金屬及非金屬礦物類並に機械類に關する物資動員計畫の設定及配給調整に關する事項を、而して第三課に於ては、(一)纖維、皮革、生ゴム、木材、(二)燃料、(三)工業藥品、化學成品類、肥料、醫藥、(四)食料及輸入雜品に關する物資動員計畫の設定並に配給調整に關する事項を分擔處理するものである。

二三 貿易

概況

昭和十三年中の朝鮮總貿易額は十九億三千五百萬圓にして、之を前年に較べ二割五分の増加であり、昭和八年の貿易に比すれば二倍半の進展振である。之は全く朝鮮内産業界の非常なる躍進を物語るものである。

今之が内容を觀察すれば對内地關係に於て移出は七億一千萬圓で、輪移出總額の八割一分、移入は九億二千百萬圓で、輪移入總額の八割七分を占め、差引二億一千百萬圓の入超にして之を以てするも朝鮮の産業及貿易が如何に内地經濟に依存するに大なるかを察するに可い。而して其の移出主要品は米、肥料、大豆、生絲、水産物、移入は鐵材、器具機械類、織物衣服類、食料等である。

次に對外關係にありては輸出一億六千九百萬圓、輸入一億三千四百萬圓で、差引出超三千四百萬圓を算し更に之を對滿關支の所謂圓ブロック内貿易に第三國貿易に分別して觀察するに、圓ブロック内輸出貿易は一億六千萬圓で輸出貿易の九割六分、輸入は八千萬圓で輸入總額の六割を占め、之が輸出主要品は綿織物・米・水産物・人絹織物・小麦粉・輸入は粟・石炭・硫安・大豆等である。次に第三國貿易は輸出六百萬圓輸入五千四百萬圓で差引入超四千八百萬圓、其の主要品は輸出は水産製品・綿織物・珪瑯

鐵器・電球等にして大部分は南洋アフリカ等、未開地に仕向られ、輸入は礦油・線綿・機械類・生ゴム・皮革類等である。以上が其の現状であるが朝鮮貿易は地理的資源的諸條件より考察して量的にも將及質的にも輝しき將來性を有するものと謂ふことが出来る。

國別貿易

朝鮮貿易は前項に概述せし通地理的關係より所謂圓ブロック内諸國が大部分を占め、對第三國貿易は直接航路なきに從來對外取引慣習上水産製品、生絲等は内地を中繼するのため、實質的には相當量に達せるも統計に計上されず不振を示して居るが、將來産業界の躍進的進展に對外航路開設せば相當活況を呈するであらう。今之が主要國別貿易額を對内地貿易額と併せて表示すれば次の通である。

年 別	内地	一、輸 出									
		關東州	滿洲國	中 華 民 國	英 領 印 度	關 領 印 度	獨 逸	北 米 合 衆 國	埃 及	其 他 共 計	
昭和十一年	五、八、〇四七 <small>千圓</small>	九、〇〇一 <small>千圓</small>	五、五三三 <small>千圓</small>	三、七〇二 <small>千圓</small>	三、八八二 <small>千圓</small>	七、五〇〇 <small>千圓</small>	一、〇一一 <small>千圓</small>	二、二六一 <small>千圓</small>	一、四七四 <small>千圓</small>	四、八五五 <small>千圓</small>	六、八五五 <small>千圓</small>
同 十二年	五、七三、四四五	二〇、六六六	七、五三七	四、八四二	七、五〇〇	一、〇一一	二、二六一	一、四七四	四、八五五	六、八五五	
同 十三年	七、〇、五九九	一、八、七七七	一、三、〇〇〇	三、一、五五五	四、九	四、七、七	一、〇、〇	一、二、〇	一、二、〇	一、二、〇	

貿易

三三七

年 別	貿易									
	内地	關東州	滿洲國	中華民國	英領印度	蘭領印度	獨逸	北米	埃及	其他共計
昭和十一年	六、七、九八	六、六四三	五、四〇三	一、五、二四八	三〇八	九、七六六	一、〇四三	九、一五二	二二	七六二、四一七
同十二年	七、三、四三	六、九二八	六、三三七	一〇、六六七	三五五	八、五五五	一、九七三	三、三二一	—	八六三、五五三
同十三年	九、三、三四五	一〇、一、五七	五、〇五〇	一三、二二七	一〇、七六八	四、二六九	一、八八八	一七、七七五	—	一、〇五五、九二八

港 別 貿 易

現在朝鮮に於ける開港は仁川・釜山・新義州・羅津・元山・鎮南浦・群山・木浦・清津・雄基・城津・龍岩浦・多獅島の十三港にして此の外特に移入税及内國稅關係物品積卸の爲麗水外九港を指定し、之等に關する事務を執行せしめて居る。尙各港の貿易上の特質を概述すれば、釜山港は内地朝鮮の關門に當れる爲對内地貿易に於て第一位を占め、仁川は對内地貿易に於て釜山に亞ぎ、尙中華民國、關東州其他諸外國との貿易殷盛を極め、新義州は對滿洲國貿易が旺盛であり、羅津は北滿特産品大豆の搬出港として其の名がある。其他鎮南浦・清津・木浦・元山・群山等何れも活況を呈して居る。今港別貿易額を表示すれば次の通である。

港 別 貿 易 額

港 別	昭和十二年		昭和十三年		昭和十二年		昭和十三年	
	輸 移	出	輸 移	入	輸 移	入	輸 移	入
仁川	九、三、六〇六	一、二、九、八五九	一、八、七、三七三	二、二、四、〇〇〇	—	—	—	—
釜山	三、三、五三七	八、七、三六	三、三、九〇九	五、三、四〇一	—	—	—	—
龍岩	一、五、六、三九七	二、〇、九、三九〇	二、四、八、九三	三、六、二六八	—	—	—	—
馬山	三、一、七、六七	四、〇、七、七六	一、八、三、六五	一、九、六、九二	—	—	—	—
新州	一、〇、八、八三	二、一、八、四六	四、五、〇、六	六、五、五二	—	—	—	—
義州	三、三、九、〇五	五、八、五、五二	四、一、八、四九	四、九、〇、四	—	—	—	—
鎮南浦	五、六、四、五	四、五、〇、五	二、九、三、九	七、三、九	—	—	—	—
平壤	一、二、六、七、六六	一、三、五、四、六一	六、八、三、三	九、一、〇、〇九	—	—	—	—
羅津	五、三、五、五六	五、三、七、七一	一、七、〇、二四	一、九、六、三〇	—	—	—	—
元山	五、九、九、〇九	七、四、三、三	一〇、七、七、七	一、四、四、六三	—	—	—	—
城津	一、〇、六、八、三	二、一、一、二、四	四、七、一、〇、六	四、七、四、七、七	—	—	—	—
清津	一、一、九、五、九	三、三、七、六一	一、四、九、一一	三、三、七、四、五	—	—	—	—
雄基	三、九、〇、〇八	六、七、〇、二	五、一、〇、四、八	一、八、五、七	—	—	—	—
南陽	九、五、六、七	九、二、五、〇	一、五、〇、六、五	一、一、一、六、一	—	—	—	—
三峰	六、一、八、四	七、八、六、〇	三、四、二、七	二、一、九、二	—	—	—	—
會亭	一、四、九、六	一、九、六、二	二、六、四	六、三、三	—	—	—	—
合計(其他共)	五、三、〇	六、一、八	一、三、八、三	一、〇、五、五、九二八	—	—	—	—
貿易	六、五、五、四二	八、七、九、六、六	八、六、三、五、五三	三、三、九	—	—	—	—

輸移出重要品

朝鮮貿易品を概述するに、元來朝鮮は農業を主とし、工業は最近飛躍的發達を辿るに至りたる爲輸移出品は農産物を大宗とし、礦産物及水産物之に亞ぎ、就中米・肥料・水産物の朝鮮貿易に占むる割合は極めて大にして其の他各種礦石・生絲・魚油・魚粉・木材・石炭・綿織物等が其の主なるものである。

輸移出重要品價格

品名	昭和十二年		昭和十三年	
	千円	千円	千円	千円
米	二二二、四七三	三一三、〇六八		
大豆	二二二、三五八	二二二、一三七		
コーンスターチ	三、四七四	三、二四〇		
鮮乾鹹魚	一三、三九〇	一七、五四九		
砂糖	四、四八〇	三、八七二		
林檎	三、〇〇四	四、一三三		
魚油	一〇、〇二八	七、八六四		
生絲	八、二七一	七、九九三		
綿織物	一八、九六二	一五、八三一		
雜物	二二、一〇二	三二、一八六		

輸移入重要品

朝鮮は原始産業も謂ふべき農業水産業盛にして工業は最近の發達に屬するを以て、移入品は概ね工業製品多く、即ち鐵材・器具・機械類・各種織物類・礦油・粟・石炭・木材・紙類等其の主要なるもので特に輓近各種企業の勃興に伴ひ之等原料品・事業用品等の資材入荷大増進の趨勢にある。

輸移入重要品價額

品名	昭和十二年		昭和十三年	
	千円	千円	千円	千円
米	四、九一六	二、一一二		
粟	一四、九五二	一二、四〇八		
大豆	一一、七六九	五、四〇四		

品名	昭和十二年	昭和十三年
小麦粉	五、九三八	五、九八二
砂糖	九、八九四	一〇、五〇二
綿糸	三二、八六一	二〇、七〇九
絹糸	三、八六四	一、八二六
麻織物	六、六一八	五、七二一
毛織物	三二、三九七	二五、六三四
絹織物	三、七〇七	三、二五八
人造絹織物	一一、五三五	一五、〇六〇
絹織物	一〇、五〇六	一六、六五四
肌衣	二八、八八五	四五、四一五
石炭	一四、二八〇	一八、一四一
セメント	二〇、三三五	三一、二四六
陶磁器	四、九一七	二、五二三
機械類	六、五九三	八、八八一
木材	六〇、四五一	八二、九九七
肥料	一八、〇四五	二五、〇六二
合計(其の他共)	二八、三三〇	三八、六五六
	八六三、五五二	一、〇五五、九二八

貿易船舶

近時朝鮮産業界の躍進的發展に伴ひ貿易船舶の出入頻繁となつたが其の大部分は日本船舶である。然るに北鮮三港の設備充實ミ北滿地方交通機關の整備ミ相俟つて滿洲國特産大豆の出廻り促進され、加ふるに朝鮮に於ける水産物加工業の發達等の爲之等物資積取り外國船舶の出入逐年増加の傾向にありたる所、偶々歐洲戰亂勃發により一時中絶の已むなき状態に至つた。しかし戰亂平靜の曉には相當殷盛を招來するものミ推斷せらる。

入港貿易船舶

年別	外國貿易船			内地間貿易船		
	隻	噸	計	隻	噸	計
昭和十二年	一、二八九	一、七三八	一五、三〇四	一、四三三	一、〇三六	一五、八〇六
昭和十三年	一、四三三	一、七三八	一五、三〇四	一、四三三	一、〇三六	一五、八〇六
昭和十二年	一、四三三	一、七三八	一五、三〇四	一、四三三	一、〇三六	一五、八〇六
昭和十三年	一、四三三	一、七三八	一五、三〇四	一、四三三	一、〇三六	一五、八〇六

出港貿易船舶

年 別	外國貿易船			内地貿易船		
	汽船	帆船	計	汽船	帆船	計
昭和十二年	1,310	1,384	15,151	1,310	1,384	15,151
同十三年	1,316	1,407	14,333	1,316	1,407	14,333
昭和十二年	1,310	1,384	15,151	1,310	1,384	15,151
同十三年	1,316	1,407	14,333	1,316	1,407	14,333

年 別	噸			噸		
	汽船	帆船	計	汽船	帆船	計
昭和十二年	1,753	1,260	1,870	1,753	1,260	1,870
同十三年	1,793	1,000	1,893	1,793	1,000	1,893

備考 噸数の計が内容と一致せざるは千噸未満切捨たるに依る。

在外貿易促進施設

囑託の配置 海外經濟狀況調査並朝鮮物産販路擴張幹旋の爲昭和十三年以降本府囑託を關東州(大連) 滿洲國(奉天・新京・哈爾濱・牡丹江)中華民國(天津・北京・青島・上海)其他香港・新嘉坡・盤谷・

カルカッタ・バタビヤ・マニラ等に配置し、且つ其の經濟情報に依り本府海外經濟情報を毎週一回發行して、之を鮮内の主なる商工業者及官公署に配付し、海外各地に於ける經濟事情を周知せしめ貿易の促進を期してゐる。

朝鮮物産見本市、同宣傳即賣會の開催 對滿支貿易の促進並に鮮產品の改良を圖る爲昭和十三年春期より夏期に、奉天・新京・吉林・哈爾濱・齊々哈爾・牡丹江・佳木斯・承德・錦州・天津及北京の十一個所に於て、同秋期には、青島・上海・蘇州・杭州及南京の五個所に於て、朝鮮物産見本市及宣傳即賣會を開催し、且つ彼我當業者をして商談せしめ、又朝鮮事情を紹介宣傳して、對滿支貿易振興上多大の効果を擧げた。

二四 社會事業

罹 災 救 助

天災地變等非常災害に因る罹災民救恤に就ては從來屢々長き邊より多額の御内帑金御下賜の恩命に浴してゐることは恐懼感激の至りであつて、併合以來昭和十四年九月迄の御下賜金は實に四十二回五十七萬七千七百圓の多額に達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては

(イ) 道罹災救助基金に依る救済(ロ)恩賜罹災救助基金に依る救助(ハ)道費及國費に依る救助の三施設であるが、尙被害の程度比較的激甚なるときは一般有志よりの義捐金等に依る救助をも行つて居る。

(イ) 道罹災救助基金に依る救助

昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し道をして道税を増徴せしめ、之に國庫補助金を交付して各道に十箇年間に千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子収入を併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授産・教育及凶歉救済の費に充つる基金として全鮮府郡島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子収入額の一割(罹災救助の費に充つる)こまなつて居る(受入金)を合せ罹災者に避難所設置・食料の禁出又は給與・被服の給與・傷病者の治療・死亡者の埋火葬・小屋掛・生業に必要な資料又は器具及學用品等の給與・運搬用具又は人夫費の支出等

應急救助費に充當せしめてゐる。本基金の昭和十四年度罹災救助費豫算額は十四萬九千四百三十四圓である。

(ロ) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇御大喪に際し金二十萬圓 昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ、大正三年恩賜罹災救助基金を設定、朝鮮總督之を管理し、爾來朝鮮内は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救済も行ひ、特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救済し能ざる場合は、基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て、優渥なる 聖恩に浴せしめつゝあるが、基金設定以來昭和十三年度迄に支出せる總額六十三萬七千四百四十七圓に達し、基金現在額四十一萬五千圓にして昭和十四年度豫算額五萬五千五百一十一圓である。

(ハ) 道費及國費に依る救助

災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては、諸種工事を實施して勞銀を撒布し又は副業を奨励して其の収益に依り生活の資を得せしむるを例とし、其の經費多額に及ぶときは道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算等に依り之に充當せしめつゝある。

(ニ) 義捐金の募集

被害激甚なる場合は適當なる機關(朝鮮社會事業協會をして行はしめるを例とす)に依り、朝鮮内は勿論内地・臺灣・滿洲方面より義捐金を募集して救済の萬全を期して居る。

賑恤救護

老幼・不具・廢疾又は重病の爲生業を営むこゝが出来ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤して居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救済の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられた三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつゝある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十六萬圓の多きに達して居る。因に昭和十四年度豫算は九萬二千三百三十一圓で、昭和十三年度末現在の被救護者は一千八百七名である。

行旅病人及同死亡人の救護並取扱は事件發生地の府邑面長に於て行ひ、其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ、辨償をなし得ない場合は道費（道は本費に充てる爲道税賦課額の千分の三相當額を豫算に計上する）より支出し尙不足するときは國費より支出してゐるが、昭和十二年度に於ける取扱件数は行旅病人延七萬五百五十一人、行旅死亡人延四千七百九十三人、準行旅病人三十三萬一千五百六十三人である。尙行旅病人及同死亡人の救護並取扱に關しては、日韓併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十一圓餘を基金として大正六年四月行旅病人救

護資金を設定し、同資金より生ずる利子収入を以て、事件類發すべき主なる都會地に府邑面又は社會事業團體の設置する行旅病人救護所に對し建築設備費及事業維持費を補助してゐるが、現在救護所設置箇所は三十箇所、昭和十三年度迄に補助した金額は建築設備費に對し四萬二千九百二十圓、事業維持費に對し二十一萬四千六百七十七圓餘である。

方面事業

朝鮮に於ては既に李朝中葉以降に於て郷約を稱する方面委員制度類似の制度があり窮民救恤庶民徳化が行はれたが、方面委員制度の敷かれたのは昭和二年である。昭和十三年末現在方面委員制度の敷かれてゐる所は京城・仁川・開城・釜山・平壤・大邱・光州・木浦・新義州・咸興・元山十一府で方面數四十五、方面委員數五百五十八人、同年中に於ける取扱件數は九萬一千件である。

福利施設

一、公營住宅 大正八、九年の頃財界の好況に伴ひ市街地に於ては著しく住宅の拂底を來したので、其の緩和を圖る爲主要な府邑に小住宅の設置を勸奨した結果、漸次各地に其の普及を見るに至り現在では京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・羅津・海州・春川・興南の十府邑に約七百戸を設置してゐる。尙不良住宅（土幕）改善施設として、京城府並財團法人保隣會・財團法人和光教團・向上會館に

於て簡易住宅を供給しつゝある。

二、公益市場 食料品其他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在では京城・仁川・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・咸興・清津・羅津・晋州・海州の十五府及順天・蔚山・方漁津・東萊・定州・興南・羅南・城津・會寧・雄基の十邑に六十九箇所の市場を置き、其の店舗数は八千五百五十餘、一箇年の賣上高は二千五百萬圓餘に達してゐる。

三、共同宿泊所 無宿の労働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し、生活の安易と産業能率の増進を圖る爲、京城・仁川・木浦・釜山・平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教園にも之を附設してゐる。

四、簡易食堂 労働者其他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て釜山府に於て之を經營してゐる。

五、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつゝある。

六、公益質屋 質制度に就いては朝鮮に於ても典當舖と稱せられて古くから普及してゐるのであるが、民間質屋は營利を目的とするものであるから利用者側の不利益は決して尠くない。依つて都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋を設置することとし、昭和四年度以來京城(二箇所)・仁川・群山・木浦・大邱(二箇所)・釜山(二箇所)・平壤(二箇所)・新義州・元山・咸興・興南・清津・

鎮南浦の十三府邑に十七箇所を設置し、國費より補助金を交付して之が助成指導に努めてゐる。

七、小額生業資金 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くるに極めて困難を感じ、已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ、以て一時の急を凌ぎつゝある實情より、小農金融機關の必要を認め、昭和三年度から呂面をして小額生業資金貸付事業を實施せしめた。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名内外の小農を一團として勤農共済組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き、自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするものである。昭和十二年度末に於ける資金總額は三百四十三萬七千七百二十圓に及び、勤農共済組合数は五千六百、組合員数は十五萬六千六百六十四人に達してゐる。

労働者保護

朝鮮の工礦業は近時著しき勃興を見つゝあるが、労働者は概ね農民から轉業したものであるから、極めて淳朴で從來其の數も少く、大正六年迄は労働爭議の如き殆んと言ふべきものは無かつたのであるが、當時歐洲大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈するに従ひ、労働者は物價騰貴を理由として賃銀値上の要求を爲す者増加し、又同十年頃より財界の不況に向ふや賃銀値下に對する反對運動の爭議を見るに至つたのであるが、其の多くは不成功に了り、爭議數も漸減して來たのである。其の後大正十

等に對し補助金を交付して其の事業の助長發達を圖りつゝある。

二、感化 不良性を帯ぶる年少者を收容して之に感化教育を施す機關には、國立の永興學院と木浦學院とがある。永興學院は大正十三年十月一日開設したもので、昭和十四年四月一日現在收容兒は百二十三名である。學科は普通學校程度の學科を課する外、農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施し以て將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

木浦學院は昭和十三年十月一日の開設に係り、昭和十四年四月一日現在收容兒は三十四名である。右の外私設として明進舎(京城)、大邱警察署少年保護所、赤崎學園(釜山)、釜山勤勞學園、平壤更生園がある。昭和十三年末收容人員は百九十八名である。

三、特殊教育 盲啞者の教育機關として京城府に濟生院盲啞部がある、其の教育は普通の教育を施すの外實用方面に重きを置き、盲生には鍼灸及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十四年四月一日末現在生徒は百七十六名である。尙私設のものに平壤私立盲啞學校がある。

四、其の他兒童保護施設として妊産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所八箇所、母子保護施設三箇所がある。

救療機關

本府の施設としては、全羅南道小鹿島に癩療養所(小鹿島更生園)があり、道の施設としては各道廳所在

地(京畿道・慶尙)及仁川・水原・開城・公州・洪城・群山・南原・順大・濟州・安東・金泉・晉州・馬山・沙里院・鎮南浦・安州・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎮・北青・城津・會寧の各地に道立醫院があり、尙前記水原道立醫院は利川・安城出張所を、清州醫院は忠州分院を設けて醫院同様救療をなして居る。

イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は各醫院を通じ昭和十二年度には患者總數延百七十五萬八千八百二十二名、之が治療日數は延二百七十九萬七百八十八日、昭和十三年度には患者總數延百九十二萬七千六百六十六名、之が治療日數は延三百八萬一千四百九十三日を算する狀況である。

而して治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが、前記の中施療患者は昭和十二年度には延人員十八萬四千三百四十七人、此の治療延日數は三十六萬八千九百七十八日で、昭和十三年度には延人員十五萬八千九百三十六人、此の治療延日數は三十九萬六千七百五日を算してゐる。

ロ、助産婦・看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・大邱・平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居るが、卒業者の多數は官公私立醫院等に就職して何れも相當の信頼を受けつゝある。養成所の入學資格は小學校卒業程度とし教育期間は二箇年で教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月、不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五

千圓御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立し、同年十月から窮民の救療を實施した。各道及府邑面に於ても、亦本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切な救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關を缺く地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四箇の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面二箇宛四千二百二十四箇を増置して其の充實を圖り、而して其の内容藥品は毎年更新補充を爲すこととした。又醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさせ、尙右救療箱及診療券にて治療することの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交付して徹底的に治療せしめて居る。

本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが十年度からは全額を國庫より支出し十一萬圓を以て實施して居る。昭和十二年度救療延人員は二百七十七萬二千二百二十八人で、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく、聖恩の鴻大なるに感激してゐる。

二五 軍事援護事業

從來朝鮮に於ける軍事援護事業の對象は極めて少く、昭和十一年度の扶助戸数は僅かに九戸、人員數二十九人、扶助年額一千九百十四圓に過ぎない状態であつたが、昭和十二年七月支那事變勃發以來、多數の應召者を見るに及び、是等の家族中には扶助を要する者尠からず、尙事變の擴大に伴ひ多數の傷痍軍人並に戦傷病死軍人を生じ、其の遺家族數も漸次増加するに至つたので、本府は努めて内地の軍人援護方策に呼應して各種の優遇保護の方途を講じ、本事業の遂行に萬遺憾なきを期して居る。今其の概況を擧ぐれば左の如くである。

軍事扶助

入營・應召軍人の家庭に付其の生活狀況を調査し、生活困難なる者に對しては、直ちに軍事扶助法を適用し、又軍事扶助法には該當しないが事實扶助の必要ある者、及び軍事扶助法の適用を受くるも猶生活困難なる者には、軍事援護團體と協力して扶助費又は補給費を支給して扶助援護に努めて居る。昭和十四年八月現在扶助を受けつゝある者四百三十七戸、一千三百五十七人であつて、其の扶助費は月額一萬七千四十一圓に達して居る。

職業上の保護

軍事援護事業

入營・應召者の職業保障に付ては全鮮の當該雇傭主に對し、入營者職業保障法の勵行を慫慂するに共に本法に該當せざる雇傭主に對しても、本法令の精神に則り入營應召者たる被傭者が除除せる場合は努めて原職に復歸せしむるやう指導して居る、其の他の歸郷軍人に對しても軍部と連繫して就職の斡旋に努め又入營應召軍人遺家族に對しては就職の斡旋、生業の輔導等に努めて居る。是等軍人及遺家族の職業に其の保護に萬然を期する爲め特に職業紹介機關專任職員を配置し、輔導斡旋の任に當らしめて居る。

傷痕軍人の保護

身を挺して皇國に捧げたる傷痕軍人に對しては、官民舉つて感謝の至情を致し、是等勇士が郷里にありても一層至誠奉公克く國民の儀表たる本分を盡すに遺憾なきを期する爲、本府に於ては之に對して各種の保護對策に勵めて居る。其の主なるものは醫療保護と職業保護とであるか、醫療保護としては結核胸膜炎患者の爲に療養所を設置して之が療養の萬全を期するの外、官公私立病院或は溫泉等に委託して療養せしめ、自宅に於て醫療を希望する者に對しては居宅醫療の方途を講じ、又職業再教育を要する者の中、高度の再教育を要する者に對しては内地の再教育施設に委託し、比較的低度の者は、鮮内の學校會社工場等に委託し、又職業再教育の爲大學・專門學校・中等學校等に入學したる者並に失明傷痕軍人教育所に入所する者に對しては學資を給與し、以て之が保護の萬全を期して居る。

軍人軍屬の遺兒並に傷痕軍人子弟育英

軍人軍屬の遺兒並に傷痕軍人の子弟にして學資乏しきため學校教育を受くること能はざる者に對しては、中等學校・高等小學校・實業補習學校等夫々其の實狀に即し一定の學資を給與し勉學の途を講じつつあり、又小學校・高等小學校等を卒業し、上級の學校に入學すること能はざる者に對しては店員、職人等の徒弟として之が職業輔導をなすことに努めて居る。

教化並に教養

皇國に報じたる軍人並に其の遺家族に對しては、一般國民をして永く感謝優遇の念を昂揚持續せしむることが緊要であるから、差當り毎年定期に感謝週間を實施して軍人並に軍人遺家族に對する感謝慰問行事を行ふの外、戦歿の狀況を調査し重要な郷土資料として國民の教化に努めつつある。其の他傷痕軍人、歸郷軍人並に軍人遺家族に對しては、之が優遇保護に付最善の努力を拂ふと共に、一面に於ては常に相互修養を勧め國家の恩遇に忤れず益々模範國民たるの信念を涵養して永く其の名譽を矜持を保持せしむるやう教養に努めて居る。

軍事援護相談機關

傷痕軍人並に出征又は應召軍人遺家族の家業經營維持、紛議の調停其の他身上及家事全般に關する相談指導に當るため、必要に應じ、道・府・郡・島中必要なる箇所相談所を設置し、代表者を道知事・

府尹・郡守・島司とし、之れに關係職員並警察官・軍事後援聯盟關係者・軍部關係者・在郷軍人・裁判所關係者・其の他辯護士・醫師・金融機關及地方有力者等を參與に委嘱してゐるが、既に實施されたるものは合計八〇箇所^〇に達した。

軍事後援聯盟

今次支那事變勃發するや、時局の重大性に鑑み、直ちに中央に朝鮮軍事後援聯盟を又地方には道・府郡・島軍事後援聯盟を夫々結成したのであるが、時局に對する認識の普及徹底せらるゝに伴ひ、愛國の熱情澎湃して全半島に漲り、關係愛國團體は一齋之に参加し、中央、地方相呼應して一糸亂れざる聯繫統制の下に關係當局を提携し、皇軍援護思想の普及徹底、皇軍の送迎並に接待、出征、應召軍人遺家族の慰問、同遺家族慰安會、傷痍軍人の慰問、現役將兵の慰問、戦死者遺家族に對する弔慰金贈呈、花環及供物の供進、公費扶助金の立替、公費扶助者の生活費補給、醫療、助産、生業資金の貸付又は給與公費に依り難き被扶助者の生活費補給其の他あらゆる方面に互り援護の萬全を期しつゝある。而して事變發生以來本年八月に至る間の事業費は合計百九十四萬八千二百七十六圓に達して居る。

傷痍軍人會

傷痍軍人をして相互の親睦を敦うし、修養陶冶を勵み、品位の向上に勵めしむる爲、内地に呼應して大日本傷痍軍人會朝鮮支部を設置し、主要なる道に道聯合分會、府郡に府郡分會を設置し、以て國の傷痍軍人保護對策を相表裏し、傷痍軍人自らの團體に非ざれば達成し得ざる分野に於て其の設立趣旨の達成を期して居る。

二六 軍事

陸軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、朝鮮に在る陸軍諸部隊(朝鮮憲兵隊を除く)を統率し朝鮮の防衛に任ずる。軍司令部に參謀・副官・報道・經理・軍醫・獸醫及法務の七部を置く。

大正四年第十九、第二十兩師團を朝鮮に増設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月を以て完成を告ぐ。

鎮海・元山及羅津に要塞司令部を置かる。要塞司令官は朝鮮軍司令官に隸す。該要塞地帯は陸海軍省告示を以て別に定めらるゝ所に據る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隸し、朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承く。而して其の憲兵隊管區左の如くである。

- 京城 憲兵隊 京畿道・黃海道・江原道(通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡を除く)
- 大邱 憲兵隊 忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道
- 平壤 憲兵隊 平安北道・平安南道



滿洲開拓耕地と集團部落

軍事

威興憲兵隊 咸鏡南道・江原道（通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡）
 羅南憲兵隊 咸鏡北道

昭和十四年八月一日左記兵事部新設さる。

第十九師團管下（羅南・咸興）

第二十師團管下（京城・平壤・光州・大邱）

以上の外、朝鮮に於ける陸軍諸官衙左の如くである。

官衙

- 朝鮮軍軍法會議
- 朝鮮陸軍倉庫
- 朝鮮衛戍刑務所
- 軍馬補充部雄基支部
- 平壤軍航空支廠
- 陸軍造兵廠小倉工廠平壤兵器製造所
- 陸軍兵器本廠平壤出張所
- 陸軍運輸部釜山出張所
- 右同 羅津出張所

所在地

- 龍山
- 龍山
- 雄基
- 平壤
- 平壤
- 釜山
- 羅津

二七 在外朝鮮人に對する保護施設

在外朝鮮人の移住沿革は相當古く、且つ其の原因も極めて種々雑多であるが、明治四十三年の日韓併合に不平不満を抱いて移住した者も相當多く、之等移住者は地理上の關係より滿洲國特に東部滿洲地方への移住最も多く、中華民國之に次ぎ、海外に於ては米國本土、布哇、墨西哥等が多數を占めてゐる。然して在外朝鮮人の多くは現在の朝鮮統治の實情を知悉せず、昔日の朝鮮を以て現在を律し朝鮮統治に對する認識極めて薄弱なるものが多いから、本府は朝鮮の現狀を認識せしめ且つ皇國臣民の本質に徹せしめんが爲、滿洲・支那・蒙疆は勿論其の他の諸外國在留朝鮮人に對しても、内鮮一體の趣旨の下に保護指導を爲すべく特に外務省と協議し、昭和十三年十月十二日近衛外務大臣より在外公館に對し右の趣旨に基く通牒を發したのである。

又朝鮮統治の精神並に躍進半島の實情は、外國並に外國人間に殆ど認識されて居ない憾があるから、有力な外國人の來鮮視察を勧誘するに共に、來鮮者に對しては直接鮮内各地を視察せしむる外、或は映畫・文書等により、更に各種の會合等を設けて新しき朝鮮を紹介し、之が再認識を得せしめて居るが、昨年來は更に積極的に海外諸國に雜誌「朝鮮」其の他の圖書を頒布して、廣く全世界に對し、内鮮一體の事實の周知徹底方々朝鮮に對する我が國統治の根本方針並に實際を正しく認識せしむべく銳意これに努めて居る。

本府職員を駐在せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめ、又外務省・滿鐵會社等と協力し年々多額の經費を支出して教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救済等に關する各般の施設を爲すに其の充實に努めて來た。

滿洲事變後に於ける施設 滿洲事變と共に蜂起した暴逆な兵匪・共匪・土匪の魔手を逃れ、鐵道沿線其の他市街地に崩雪の如く避難し來つた奥地居住朝鮮同胞の數は、一時的ではあつたが間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。本府は此等避難民の救護處理の爲新京に事務官を派遣駐在せしめた外各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し、尙又本府内にも相當數の職員を増員し、軍部・大使館及領事館等と協力して避難民の救済に遺憾なきを期した。次いで滿洲國の建國成るや滿洲の情勢全く一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつゝあつた在滿朝鮮人は漸次生活の更生を期し得るに到つたが、此の劃期的な現象は又一面鮮内の一般民衆に大きな刺戟を與へる結果となり、新に多くの渡滿者を誘致することとなつた。爰に於て本府は此等朝鮮人の保護撫育に一層拍車を加ふるの要あるを認め、先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益々積極的に擴充し、亞いで滿洲事變及北滿大水害に因る罹災朝鮮農民中、原地歸還不能者に對する恆久的安定處置をして、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口及河東、昭和九年度に綏化の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設するに共に、既設農村の擴充に努め、昭和十二年よりは營口農村の一部を除き土地代家屋費の年賦償還を開始し自作農創定に入ることとなつた。此等の安全農村には何れも南

滿及北滿一圓に亘る避難鮮農及其の他貧困なる朝鮮農民を收容したのであるが、各農村の状況を表示すれば次の通である。

農村別		安全農村の概況 (昭和十四年七月現在)				償還年限別
榮興溝(元營口)	鐵嶺	河東	綏化	三源浦	計	
1,700戸	383	644	446	172	3,365	
3,955畝	923	1,642	1,060	355	7,955	
2.33	2.28	2.40	2.27	2.33	2.33	
84,923石	33,943	55,644	35,333	10,800	179,640	
15箇年	7箇年	10箇年	10箇年	10箇年	平均10箇年	

又間島地方は思想的に極めて複雑であり、滿洲事變以前より不逞團の巢窟共匪の根據地として善良なる朝鮮農民は絶えず其の迫害を蒙り、殊に滿洲事變直後に在つては王徳林の擾亂があり、又兵匪・共匪隨所に跋扈し殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帯に避難する状態であつた。本府は此等朝鮮農民救済の爲凡ゆる障害を排し極力應急的保護を加へるに共に彼等の安定策として間島に集團部落を建設することとした。右部落は自衛自作の一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、更に同九年には五箇所を建設した。本施設の實現は、間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て

部落建設作業に妨害を試み、數十回に亙り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し克く之を排撃してその事業を完成した。本部落は地理的に見て要所々々を占據してゐるが爲に、間島治安上最も効果的な一大役割を演ずるものであつて、本府は此等集團部落に收容した朝鮮農民の爲、各般の施設を集中し將來模範農村たらしむべく努力してゐる。

尙間島に對しては、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖株式會社と協定し、同社をして向五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、目下着々進捗中であるが、昭和十四年八月末に於ける實績は創定戸數二千九百十五戸、所要土地面積一萬三千四百十五町歩、之に要した資金は百三十六萬八千五百六十九圓に達してゐる。

昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける我が國の治外法權が撤廢されるに同時に、集團部落並安全農村の施設は擧げて本府より滿洲國に移讓し、滿洲國は本府の方針を踏襲し其の指導監督に努むることとなつた。

朝鮮農民の滿洲新規入植

本府は朝鮮人の滿洲既住者が既に百十萬を突破し、尙鮮内よりの新移住者が年々數萬人に上る實狀に鑑み、彼等の統制及安定を圖り、之に依つて滿洲國の統治並産業開發に貢獻し同時に朝鮮に於ける過剰人口の調整に資し、更には内地に於ける朝鮮人勞働問題の解決に寄與するの極めて重要なを認め、朝

鮮人の滿洲開拓民事業を經營せしむる爲、昭和十一年制令を發布し同年九月鮮滿拓殖株式會社を京城に設置せしむるに共に、又滿洲國に於ては康德三年勅令を發布し新京に鮮滿拓殖株式會社の全株出資に係る滿鮮拓殖股份有限公司(康德五年七月滿鮮拓殖株式會社と改稱す)を設置した。

鮮滿拓殖株式會社の事業は(一)滿鮮拓殖株式會社に對する投資(二)西北鮮に於ける拓殖事業であり、滿鮮拓殖株式會社の事業は(一)東亞勸業株式會社の引繼事業(二)新規事業としては(イ)朝鮮よりの開拓農民移植事業(ロ)既住在滿朝鮮農民の安定事業(三)金融事業等である。

滿鮮拓殖株式會社創立以來同會社の社有地に入植せしめた朝鮮(主として南鮮各道)よりの集團開拓民の年次省縣別戸數は左表の通であるか、此等集團開拓民に對しては滿洲國側及會社に於て農業上其他諸般の指導監督を爲し、尙會社は一戸當農耕地(主として畑)四町歩程度を配當すること、入植旅費は昭和十四年度以降本府より補助することとし、食糧費・家屋・耕牛・農具其他營農費は之を貸付し、土地の熟田化を待つて年賦償還方法に依り土地・建物・耕牛代の償還完了と共に自作農たらしむる計畫である。此等の開拓民部落では滿洲國及本府の補助に依り教育・警備等の施設を行つてゐる。

集團開拓民入植調 (昭和十四年五月一日現在)

省	縣	部落數	昭和十二年入植戸數	昭和十三年入植戸數	昭和十四年入植戸數	計
間島	安圖	元	一、〇四三	八〇九	九四四	二、八四五
	評清	一九	九五五	六五八	八〇	一、六九三
在外朝鮮人に對する保護施設						三六九

在外朝鮮人に対する保護施設

省	縣	部落數	昭和十二年 入植戸數	昭和十三年 入植戸數	昭和十四年 入植戸數	計
間島	延吉	一四	二八三	三三七	一〇七四	五、一七八
	計	七	二、八〇〇	一、八三四	一、〇七四	六、四〇〇
	奉天	一	—	—	—	—
	瀋陽	一	—	—	—	—
興京	興京	一	—	—	—	—
	計	二	—	—	—	—
	通化	二	—	—	—	—
	輝南	二	—	—	—	—
柳河	柳河	一	—	—	—	—
	計	一	—	—	—	—
	吉林	一	—	—	—	—
	懷德	一	—	—	—	—
磐石	磐石	一	—	—	—	—
	計	一	—	—	—	—
	牡丹江	一	—	—	—	—
	寧安	一	—	—	—	—
龍江	龍江	一	—	—	—	—
	泰來	一	—	—	—	—
	計	二	—	—	—	—
	錦州	一	—	—	—	—
磐石	磐石	一	—	—	—	—
	計	一	—	—	—	—
	合	二五	二、四七六	二、八五四	三、九三〇	九、二六二
	計	—	—	—	—	—

尙昭和十四年には右に掲げた集團開拓民の外、集合開拓民として全鮮より間島省・吉林省・奉天省・通化省及牡丹江省に八百八十一戸を入植せしめてゐる。此の外に又分散開拓民として鮮内より滿洲各地の縁故者を頼り移住した者が數千戸に上つてゐる。

以上の如く三形態の開拓民即ち集團、集合及分散開拓民は孰れも所謂統制開拓民として取扱ひ、在滿既住開拓朝鮮農民の游動防過並に安定々着の必要上、昭和十三年より本府ミ滿洲國間の協定に依り朝鮮より滿洲への新規營農開拓民は毎年概ね一萬戸とし、彼等には本府發給の移住證を必ず携行せしめ、漫然渡滿者の防止を圖ることゝなつた。

尙昭和十五年春期には集團開拓民として江原道外南鮮六箇道より北滿北安省管内に三千戸入植の計畫を立て、其の先遣隊として差當り同十四年九月中に六百名を單身入植せしむることゝした。

在支朝鮮人の概況

朝鮮人の支那に於ける交渉が滿洲に於けると同様自然的、地理的關係上古くから存在した事は改めて述ぶる迄もないが、現在の居留朝鮮人に就て之を見れば、明治四十三年の日韓併合後に於て特に密接な關係を生じたものゝ如くである。即ち併合の大業成るや、之に不満を唱ふる「不平分子」にして安全な天地を求めて、支那特に北支方面に渡つて行つた者が相當多かつた。これミ略時を同じくして一般的に渡航者も漸く其の數を加へ、更に之に拍車を掛けたのは大正八年の獨立騷擾事件であつた。然れ共朝鮮人移住者の特に増加したのは、滿洲事變後で、冀東防共自治政府成立後に於ては、其の地理的關係から、滿洲國居住者中同方面に轉住する者が漸次其の數を加へたのであつた。かくて在支朝鮮人は今次支那事變の直前たる昭和十二年六月末現在には統計上に表れたる者のみで、北支方面に七千八百五十四人、中南支方面に一千七百九十七人、計九千六百五十一人に及んだが、調査漏の者を合すれば其の概數三萬ミ稱せられてゐた。

今次聖戰の進行は半島同胞の支那移住者を急激に増加せしめてゐる。勿論事變發生當時は、戰火の洗禮を受けた爲各地方共相當の減少を見たけれども、事變の進展につれ、皇軍は支那奥地に進出し、且其の後方地帯は治安も漸次恢復したので、新規移住者數は月平均一千人を越え、昭和十四年三月末現在に於ける統計の示す處に依れば、北支に於て二萬八千九百八十五人、蒙古聯合自治政府管内に一千七百三

十四人、中・南支に於て五千九十二人（昭和十三年十月末現在）計三萬五千八百一十一人であり、之に調査漏の者を合すれば約五萬ミ言はれるに至つた。

偕、今次事變前までは、之等在留者の大部分が少數の「不平分子」ミ比較的多數の所謂「不正業者」（禁制品密賣者）であつたミ言はれるが、然し善良な半島同胞も決して少かつた譯ではなく「不正」は目につき易く評に上り易い爲に、在支朝鮮人即ち不正業者であるかの如き印象を與へたもので、今次事變には在留半島人も亦立派な皇國臣民である事を立證した。即ち日本天津義勇隊特別班は全部半島人で組織されてゐるが、其の班員百餘名は一致團結して數々の決死的獻身作業を事變勃發ミ殆き同時に開始し、名譽の戰死傷者をも出し益々現地軍警ミ協力しつゝある。青島並に張家口に於ても同様の團體が結成されて將來の活動が期待され、又上海朝鮮人會の事變當初に於ける大奉仕作業實施及び其の後に於ける活動、濟南居留民會の結成等組織方面に於ても見るべきもの續出の傾向にあり、各地に於ける獻金、勞力奉仕等も亦少くない。特に新しい事象は、鮮内に於けるミ同様、古來閨房より出ずるここのなかつた婦人連迄が内地人婦人ミ共に第一線後方にふさわしい活動をし始めたこことである。事變後帝國不動の國策線に副ひ、相當の資産ミ識見を有する堅實な半島人にして新に渡航する者が増加してゐる現象ミ、在留半島人の斯る事象ミは、東亞新秩序建設の上に今後益々大きな力ミなるであらう。

在支者に對する施設

從來在支朝鮮人の保護指導は一に外務省に於てなされ、外務省は出先公館との緊密なる聯絡の下に各地朝鮮人民會を督勵して工作し來つたものであるが、本府に於ては在支朝鮮人に對しても在滿朝鮮人同様之が惠澤に浴せしむべく計畫中の處、偶々昭和十二年七月支那事變の勃發に際會し、奥地在住の邦人で北京・天津等の安全地帯に避難し來つた者は實に數千の多きに上つたが、この中には數百名の半島同胞も交つてゐた。之等多數の避難者に對する給食救療等は、差迫つた問題であつただけに、出先帝國公館當局のみでは萬全を期し難かつた爲、本府は同七月十六日不取敢職員を天津に急派し、總領事館及軍ニ連絡して應急救護事務に當らしめたのである。かくて皇軍は破竹の進撃を續け、一方北支の治安も漸次恢復するに伴ひ、半島同胞の新に進出する者も激増し來り、之が保護撫育上幾多緊急處理を要する問題が簇出したので、本府は更に職員を同地方各地に派遣して之に當らしめ、他方在支朝鮮人事務處理の分野を根本的に確立する必要を認めて、同年十月外務省との間に在支朝鮮人事務の處理方に關する協定を結び兩廳間の分擔事項を定めたのである。即ち本府に於ては在留朝鮮人の思想善導・教育・衛生・産業・金融の如き助長方面の特別施設の創始擴充を爲すと共に就職斡旋、事變後急激に増加した新規移住者の指導誘掖等諸般の恒久的保護撫育事務に當ることとなり、昭和十三年度には北支・蒙疆方面に職員を増派して之等の事務に當らしめたのである。同年十月に至り更に既述本府外務省間の協定を昭和十四年度以

降中支にも適用することに協定した。蓋し朝鮮人ニ内地人ニは民度風習を異にする爲、實際上の取扱を全然同一にするこゝは兩者共に却つて不便を感じる點があるのこゝ、今後に於ける在外朝鮮人の動向は直に鮮内民心に反映するので、朝鮮統治の上に影響を及ぼすこゝ大なるものがあり、其の取扱上の規準は之を鮮内ニ同一程度たらしむるこゝを必要とし、又實際の衝に當る者は特別の知識経験を必要とする關係上、朝鮮事情に精通し朝鮮行政に最も習熟せる技能ニ経験を有する本府が外務省に協力實施するのを最も適當なりと思惟した結果である。

今本府の在支朝鮮人に對する施設を示せば大要次の通りである。

(イ) 職員の配置狀況 本府は外務省との協定に依り在北支朝鮮人の保護撫育事務に當る爲、昭和十三年六月に北京及張家口の兩出張所を開設し、北京出張所の監督下に天津及青島に派遣員を配置した。尙昭和十四年度中に更に濟南にも派遣員を置き、又中支在住朝鮮人保護に任ずる爲上海にも職員を増派することとした。

(ロ) 教育施設 在支朝鮮人兒童は殆ど日本内地人兒童ニ完全な共學の恩恵に浴してゐる。そしてその就學率は殆ど百パーセントに近く、之が經費も相當多額に上り、爲に内地人側の教育費負擔は加重したけれども、之に對し内地人から何等不平の聲もなかつたこゝは、在支朝鮮人の齊しく感激してゐる處である。然し本府にしても之等の事情に鑑みて、北京日本小學校外六校に對し之が經費の一部を昭和十三年度以降補助してゐる。この補助金額は十三年度に於て三萬六千圓、十四年度に於ては六萬五千

圓に上つてゐる。尙在支學校兒童生徒數は次の通り激増してゐる。

種別	生徒數	事變前	昭和十四年 六月末現在
小學校	七五四		二、九三七
中等學校	六八〇		三〇八
青年學校			一四五
計		八二二	三、三九〇

即ち今後に於ける在留朝鮮人の生活の向上に新規渡支者の激増等と相俟つて在學者數は益々急激な増加を見るものと思はれるが、内鮮共學に對する最大の障害は國語に基因するので、準備教育の徹底こそ急務であり、爾今これが擴充に努むべく計畫中である。

(ハ)衛生施設 從來も都會地には朝鮮人開業醫師が存在したが、貧窮した朝鮮人は治療を受け得なかつたので、昭和十三年天津・北京・張家口の各民會に囑託醫を設置して在留朝鮮人の治療に従事させ、所要經費は本府に於て全額補助することとしたが、更に本府警務局衛生試験場の調劑になる日常必要薬剤即ち胃腸藥・風邪藥其の他を合して十四種の藥品を配付してゐる。昭和十四年度には新に青島濟南にも之を實施することとした。

(ニ)金融施設 北京及天津は北支に於ける朝鮮人の重なる集合地域であつて、昭和十四年三月現在で北京には約一萬人天津には約七千人居住してゐるが、朝鮮人の爲の金融機關は之を缺除してゐる實狀にあつたので、帝國領事館に於ては兩地に都市金融組合を設置させ、その組合員に對し指導金融をなし物心兩方面の指導に依つて經濟の發展と生活の安定を期する事とした。即ち天津興業金融組合は昭和十四年三月十三日附、北京興業組合は同月十七日附で夫々所轄領事館から設置の許可があり業務を開始したが、本府は昭和十三年に於て北京・天津の兩金融組合に對し、夫々基本金五千圓宛經費二千二十圓宛を補助してその維持助成を計つた。

(ホ)北支安全農村設置 本施設は支那事變による避難朝鮮人の救済及所謂「不正業者」肅正工作の一部であるが、本府は外務省及軍、冀東自治政府と協議を遂げ、河北省寧河縣蘆臺附近に安全農村を建設し、其の恒久的安定を圖らんとする計畫を樹て、本府及外務省援助の下に東洋拓殖株式會社をして、其の經營に當らせることとした。爾來同社は本府及外務省より補助を受け、土地の買収に着手するに共に實地測量を行ひ、工事設計書を作製し、鋭意建設の準備を整へ、昭和十三年十二月工事に着手し目下着々進行中であり、既に現在二百戸の農家を建設し居り、昭和十五年三月の竣工期迄には豫定の一千戸を收容する豫定である。

(ヘ)輔導施設 天津華街三不管に居住する朝鮮人窮民は最近の調査によれば百九戸三百八十八名であるが、其の生活の安定を圖るに共に正業に轉向せしむるがため、本府は昭和十三年十二月天津・朝鮮人民會に補助金を下付し、製繩機二十臺、軍手編機械二十二臺、並に其の附屬品を購入させ、其の製作工場で雇傭すべき職工は必ず天津朝鮮人民會で選定した前述の窮民を使用することと條件の下に

在外朝鮮人に對する保護施設

斯業に經驗を有し信用確實な當業者に委託經營を行はしめてゐるが、土地柄恰好の授産事業なる爲所期の成績を收めてゐる。

尙昭和十四年度に於ては、北京・天津の二箇所職業補導所を設け、之に對して總額三萬六百圓の補助を與へ、靴下製造法、洗濯法を教授して斯業を營むに適當な技術を授くると共に、別に製圖工も養成する計畫で、現在これが一部は實施中である。

(ト)機關紙の發行 北支・中支に在住する朝鮮人中には不穩な思想を持つてゐる者なき殆ど無いが、郷土を去つて幾年月を経た同胞も相當あり、朝鮮に對する認識も薄く且つ生活力微弱なる關係上思想的にも健全なりとは言ひ得ぬ點があるので、郷土半島に對する認識を深め、皇國臣民としての本質に徹せしむる爲、機關紙を發行して無料配付する事にしてゐる。

附 錄
參 考 統 計 表

用
參
錄
漢
書
本

附錄參考統計表正誤

頁	表	見	出	誤	正
三〇	六	昭和三十二年	死亡實數	九,三三三	九,三三三
〇	一九	大正五年度末	書寫實數	五,四四六	五,四四六
〃	〃	大正十年度末	〃	四,一七九	四,一七九
〃	〃	昭和元年度末	生徒實數	一九,六八六	一九,六八六
二二	二四	見出	〃	〃	〃
三三	二七	大正十年度	輪移入價額	一,五九七,七九九	一,五九七,七九九
〃	〃	昭和十三年度	總數	三,七四一,四一四	三,七四一,四一四
〃	〃	〃	煎茶鹽	三,九三三,三三三	三,九三三,三三三
〃	〃	〃	再製鹽	四,八四九,九八八	四,八四九,九八八
〃	〃	〃	輪移入鹽	一,五〇〇,一〇三	一,五〇〇,一〇三
三一	三一	明治四十四年度末	總數	一,六四九,九五	一,六四九,九五
〃	〃	〃	國有鐵道	九,三四三,四三三	九,三四三,四三三
〃	〃	〃	國有鐵道	一〇,九四七,四四四	一〇,九四七,四四四
〃	〃	〃	國有鐵道	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
〃	〃	〃	國有鐵道	九,三三三,三三三	九,三三三,三三三
三二	〃	昭和十三年度末	總數	二,三六二,七三三	二,三六二,七三三
〃	〃	〃	國有鐵道	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
〃	〃	〃	國有鐵道	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
〃	〃	〃	國有鐵道	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
三二	〃	昭和十三年度末	總數	二,三六二,七三三	二,三六二,七三三
〃	〃	〃	國有鐵道	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
〃	〃	〃	國有鐵道	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
〃	〃	〃	國有鐵道	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
三七	三七	見出	〃	〃	〃
〃	〃	〃	人口百人當廳取者	三,三三三	三,三三三
〃	〃	〃	人口百人當	三,三三三	三,三三三
三三	三三	臺灣	一段歩收穫高	一,五七七	一,五七七
〃	〃	〃	〃	一,五七七	一,五七七
六六	六六	昭和十三年	實數	一,五七七,四五五	一,五七七,四五五
〃	〃	〃	指數	八五	八五
〃	〃	〃	總數	一,五七七,四五五	一,五七七,四五五
〃	〃	〃	新材數量	一,五七七,四五五	一,五七七,四五五
〃	〃	〃	其他	〃	〃

參考統計表目次

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1			
書	小	地	直	收	國	朝	朝	朝	行	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝		
堂	學	方	接	入	稅	鮮	鮮	鮮	政	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮	鮮		
校	政	財	稅	濟	收	簡	鐵	總	區	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	總	
校	政	政	平	額	納	易	道	督	劃	督	督	督	督	督	督	督	督	督	督	督	
堂	校	政	均	特	額	生	用	府	劃	府	府	府	府	府	府	府	府	府	府	府	
校	校	政	負	別	特	命	品	特	劃	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特
堂	校	政	擔	會	別	令	資	會	劃	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會
堂	校	政	額	計	目	航	金	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	特	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	別	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	會	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
堂	校	政	額	計	別	路	計	計	劃	計	計	計	計	計							

朝鮮簡易生命保險契約現在高	77	肥料消費高	63
金融機關	77	林野面積	64
銀行預金現在高	77	林野蓄積	65
銀行貸出金現在高	77	造林	66
手形交換高	77	林產價額	67
朝鮮銀行券發行高	77	林產價額種類別	68
銀行金利	77	水產價額	69
耕地面積	77	水產價額比較(帝國全土)	70
自作小作別耕地面積	77	水產製造高	71
公有水面埋立	77	鑛業許可鑛區	72
農業者戶數	77	鑛業許可鑛區	73
自作小作別農業者戶數	77	鑛業行鑛區	74
農產價額	77	鑛產價額	75
農產價額種類別	77	工場、從業者及生產額	76
米	77	工產價額	77
米輸出先別累年比較	77	營業用發電力	78
米移出先別累年比較	77	電氣普及狀況	79
大豆、粟、棉、甘藷、馬鈴薯	77	會社	80
家畜產高	77	保險	81
牛	77	貿易額	82
馬	77	朝鮮人の開拓民	83
羊	77		84

參考統計表

1 面積 (帝國全土)	總數	朝鮮	內地	臺灣	樺太	南洋群島	關東州	
2 面積 (内地との比較)	朝鮮	道	名	面積	積	内地	面積	積
3 戶數及人口	總數	內地人	朝鮮人	外國人	總數	內地人	朝鮮人	外國人

明治四十三年末

總數 2,804,103

內地人 50,992

朝鮮人 2,749,956

外國人 3,155

總數 1,333,017

內地人 171,543

朝鮮人 1,131,280

外國人 2,694

全鮮 3,992,120

最大 3,992,120

最小 1,694

一道平均 7,428

忠清北道 7,428

咸鏡南道 3,988

道名面積積

本州より青森縣を除きたるもの 3,992,120

九州より鹿兒島縣を除きたるもの 3,988

熊本縣 7,428

四國より香川縣を除きたるもの 1,694

昭和十三年末 四、三七一、三〇八 一、五八、八四三 四、一〇一、一〇一 一〇、三六四 三、六三三、七五一 六三三、三〇〇 二、九五〇、六六六 四九、八二五

4 人口密度 (昭和十年十月一日國勢調査)

朝鮮 内地 臺灣 樺太 南洋群島 關東州

一方新に付人口 一〇四 一八二 一四五 九

5 内地人の分布状態 昭和十三年末

人口總數 同上中内地人 内地人の道別割合、人口千人に付内地人

總數	三三、六三三、七五一	六三三、三〇〇	100.00	二七、九八
京畿道	二、五三八、八三九	一六三、二一四	二五、七五	六四、五〇
忠清北道	九〇五、二八四	九、一五七	一、四五	一〇、二二
忠清南道	一、五八、五五三	二七、〇四九	四、二七	一七、八一
全羅北道	一、五五三、一〇六	三三、〇〇七	五、五三	三三、五四
全羅南道	二、四八二、四三八	四四、三五一	七、〇〇	一七、八六
慶尙北道	二、四七九、六六二	四八、五七〇	七、六七	一九、五九
慶尙南道	二、二五、四六七	九三、二九五	一四、五七	四、四七
黃海道	一、六九五、八五八	二二、六五五	三、五三	一三、一一
平安南道	一、五〇七、五七九	四一、八四九	六、六一	二七、七六
平安北道	一、六四八、〇四一	二四、〇〇六	三、七九	一四、五七
江原道	一、五五六、三七五	一八、三四六	二、九〇	一、七二

咸鏡南道 一、六六二、三六九 五五、七九一 八、八一 三三、五六

咸鏡北道 八六〇、一九一 五一、四一〇 八、一一 五九、七七

内地人口中には臺灣人三二人を含む(京畿道二五人 平安南道七人)

6 内地人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
明治四十三年	五、三〇八	三〇、九四	三、二六六	一九、一〇	二、〇四七	一一、九三
昭和四年	一〇、八五五	三三、三三	八、三三八	一七、〇三	二、五三七	五、一九
同五年	一一、四三三	三三、七八	七、六八一	一五、三〇	三、七五一	七、四八
同六年	一一、八三五	三三、九八	八、四〇六	一六、三三	三、四一九	六、六五
同七年	一三、七五二	二六、七七	八、七三二	一六、六八	五、〇二〇	九、五九
同八年	一三、〇九一	二四、一〇	八、五五九	一五、三九	四、七三三	八、七一
同九年	一三、四九八	二四、〇四	八、四四八	一五、〇五	五、〇五〇	八、九九
同十年	一四、一三九	二四、二三	八、八八四	一五、二三	五、二五五	九、〇〇
同十一年	一四、五六四	二三、九二	九、四七三	一五、五九	五、〇九一	八、三六
同十二年	一四、九四六	二三、七四	九、五二五	一五、一三	五、四二一	八、六一
同十三年	一六、五二五	二六、〇八	九、二六二	一四、六二	七、二五三	一一、四六

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口(内地人)千人に對する比率を示す。

7 朝鮮人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合
明治四十三年	一七五、三三一	一三・三三	一〇七、三〇八	八・一七	六七、九二三	五・一八
昭和四年	七九、一三三	三・六八	四三、八五三	二四・二一	二六六、二八二	一四・一七
同五年	七〇、六〇三	三・六四	三七三、七三三	一八・九八	三八六、八八〇	一九・六六
同六年	七〇、九〇六	三・八一	四〇、五四八	二〇・七三	三〇四、三三八	一五・四四
同七年	六〇、三二五	三・二六	四四、五三三	三・二六	一五、七五二	七・七八
同八年	五九、〇三三	三・三〇	三九、六六八	一九・四三	一九七、三六七	九・七七
同九年	六五、五七九	三・〇一	三九、四八二	一九・四三	二七、〇九七	一〇・五八
同十年	六五、九七九	三・〇六	四二、四四四	一九・八三	二〇四、五三三	九・六三
同十一年	六二、五六一	三・七九	四三、〇六三	一九・八四	一九一、三三八	八・九五
同十二年	六八、三〇五	三・九七	四六、七三三	一九・八四	二四、四七三	一・一三
同十三年	七九、九七五	三・三三	四四、一九九	一九・五〇	四〇八、七九六	一八・六三
出生、死亡及自然増加の割合は年末人口(朝鮮人)千人に對する比率を示す。						
昭和十二年末						
内地人と朝鮮人との配偶數						
内地人で朝鮮婦人を妻とするもの	六六四		四七二		四八	
朝鮮人で内地婦人を妻とするもの						
朝鮮人で内地人の家に入婚したるもの						
内地人で朝鮮人の家に入婚したるもの						二二二

9 朝鮮人の内地渡航及歸還者

昭和	渡航者		歸還者		差引渡航者増(△減)
	同	同	同	同	
四年	一五三、五七〇	九八、二七五	一〇七、七〇六	五五、二九五	△
同五年	九五、四九一	八三、六五一	七七、五七五	一八、五一三	
同六年	一〇二、一六四	七七、五七五	八九、一二〇	三六、〇四〇	
同七年	一一三、六一五	八九、一二〇	一一二、四六二	六四、一七九	
同八年	一五三、二九九	一一二、四六二	一〇六、一一七	四六、七一四	
同九年	一五九、一七六	一一二、四六二	一一〇、五五九	二、五四二	
同十年	一〇八、六五九	一一〇、五五九	一一〇、七四八	三、一五五	
同十一年	一一三、七一四	一一〇、七四八	一二〇、七四八	一、一三四	
同十二年	一二一、八八二	一二〇、七四八	一四二、六六七	二二、二五六	
同十三年	一六四、九二三	一四二、六六七			

10 行政區劃 昭和十四年十月末日現在

道(府縣)	府(市)	郡	島	邑	町	面(村)
道總數(二三)	二〇	二二八	二	七七	四	二、二七一
京畿道	三	二〇	一	四	二	一、〇四
忠清北道	一	一〇	一	六	一	一六七
忠清南道	一	一四	一	六	一	一七二
全羅北道	二	一四	一	四	一	一七二

全羅南道 慶尙北道 慶尙南道 黃海道 平安南道 平安北道 江原道 咸鏡南道 咸鏡北道

11 朝鮮總督府特別會計歲入歲出 (決算)

總額	二	二	一	二	一	三	一	二
經常部	一	一	一	一	一	一	一	一
臨時部	一	一	一	一	一	一	一	一
總額	二	二	一	二	一	三	一	二
經常部	一	一	一	一	一	一	一	一
臨時部	一	一	一	一	一	一	一	一
總額	二	二	一	二	一	三	一	二
經常部	一	一	一	一	一	一	一	一
臨時部	一	一	一	一	一	一	一	一

明治四十四年度
昭和十三年度

12 朝鮮鐵道用品資金特別會計 (決算)

總額	三、八六〇、〇一九	三、八三三、三六一	三、七七九、二七七	四三、九二一	三、七三六、三六六
歲入	三、八六〇、〇一九	三、八三三、三六一	三、七七九、二七七	四三、九二一	三、七三六、三六六
歲出	三、八六〇、〇一九	三、八三三、三六一	三、七七九、二七七	四三、九二一	三、七三六、三六六

昭和十三年度

13 朝鮮簡易生命保險特別會計 (決算)

總額	七、四四七	六、四一四	一、五〇九	九、五五九	二、四六六	五、〇九三	三、〇六六
歲入	七、四四七	六、四一四	一、五〇九	九、五五九	二、四六六	五、〇九三	三、〇六六
歲出	七、四四七	六、四一四	一、五〇九	九、五五九	二、四六六	五、〇九三	三、〇六六

14 國稅收納額

明治四十四年度
昭和十三年度

總額	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六
歲入	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六
歲出	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六

15 收入濟額稅目別

總額	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六
所得稅	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六
地稅	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六
營業稅	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六
酒稅	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六
關稅	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六
其他	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六	二、四八六、三五一	二、四四〇、九六六

16 直接稅平均負擔額 (昭和十二年)

七

大正五年度末
昭和十年度末
昭和十一年度末
昭和十一年度末
昭和十一年度末
昭和十一年度末

20 國語を解する朝鮮人

昭和十四年六月末現在

21 神社、神祠

昭和十四年六月末現在

22 朝鮮神宮參拜者

同五年
同六年
同七年
同八年
同九年
同十年
同十一年
同十二年
同十三年

23 布教所、布教者及信徒 昭和十三年末

神道
佛教
基督教

24 醫療機關

總數	二五、四八五	二五、八三一	一五四	一五四	一八三	一〇三
稍解し得るもの	二四、一九三	二四、五三一	一四六	一四六	二〇〇	一一三
支なきもの	一六、〇八九	一九、八三八	九七	九九	一五九	二二二
普通會話に差支なきもの	九、二〇八	九、五九四	五六	五七	一〇三	一六〇
朝鮮人總人口千人に付	五、九四四	六、五四三	三六	三九	一〇三	一六〇
内地人	五、二九三	五、八三三	三	五	一三三	三三六
朝鮮人	九〇〇、一五七	一六九、九九九	三	三	三三	三三六
滿支人	一、三三六、二六九	一七三、四五六	三	三	三三	三三六
歐米人	一、三三六、二六九	一七三、四五六	三	三	三三	三三六
一日平均	一、四五六	一、四五六	三	三	三三	三三六

總數	二、七七一、八〇七	九〇〇、一五七	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九
官幣大社	一、四〇〇、六三三	九〇〇、一五七	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九
國幣小社	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九
其他の神社	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九
神祠	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九	一、三三六、二六九

總數	三、六六、八〇七	三、九、六三六	六三、九〇〇	二、一八	一、一五三	一、〇五九
内地人	四〇三、五五〇	三三八、〇八三	七三、〇四九	一、四四九	一、〇六九	一、〇六九
朝鮮人	四六、一四〇	三七六、六二四	八三、四七八	三三六	七三	一、一〇〇
滿支人	五五二、九二二	四五六、八八二	九五、二三〇	四八二	三二八	一、一五五
歐米人	六二八、六三三	四九九、八八五	一、〇〇八	一、〇〇八	九二七	一、六九五
一日平均	九三七、五七八	七〇九、七四一	三三五、四八八	一、二八四	一、〇七五	二、五九九
總數	一、一七三、八五三	二、〇一八、六二七	三、四〇、九〇九	二、四九八	一、一三三	三、一〇七
内地人	二、〇一八、六二七	二、〇一八、六二七	三、四〇、九〇九	二、四九八	一、一三三	三、一〇七
朝鮮人	二、〇一八、六二七	二、〇一八、六二七	三、四〇、九〇九	二、四九八	一、一三三	三、一〇七
滿支人	二、〇一八、六二七	二、〇一八、六二七	三、四〇、九〇九	二、四九八	一、一三三	三、一〇七
歐米人	二、〇一八、六二七	二、〇一八、六二七	三、四〇、九〇九	二、四九八	一、一三三	三、一〇七

教會堂布教所及講義所數	三〇一	六二二	九五、九九一
布教者數	六〇三	七六九	三〇九、七四〇
信徒數	三三三	三二九	一九四、八七六
神道	三三三	三二九	一九四、八七六
佛教	三三三	三二九	一九四、八七六
基督教	三三三	三二九	一九四、八七六

明治四十三年末
昭和十三年末

病院		私立		官立		總數	
朝鮮	内地	朝鮮人	外國人	内地人	朝鮮人	外國人	計
七、七三〇	一、二七〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	八、八〇〇
醫師一人當面積				醫師一人當面積			
七、五三〇				七、五三〇			

醫師一人當人口
(内地は昭和十一年末)

25 傳染病患者及死亡者 (昭和十三年)

傳染病名	患者	死亡者	患者	死亡者
總數	一五、六五一	二、六八〇	三九	一〇
コレラ	五〇	三二	五二六	八一
赤痢	四、九五七	八一〇	七六五	二九
腸チフス	五、八五五	九六五	二、四九〇	五一三
パラチフス	六〇〇	三〇	三六九	二一〇
流行性腦脊髄膜炎				

26 專賣收入及支出

年度	收入	支出	差引益金
大正十年度	一六、九七七、三五五	一三、一二三、三三五	四、八三三、九七〇
昭和十三年度	七六、三二一、〇一一	三七、三九九、六四七	三八、九二一、三六四

專賣局は大正十年度より開辦す

27 葉煙草輸移出

年度	輸出	輸入
大正十年度	一、九四一、〇〇〇	一、三三三、三三三
昭和十三年度	二、四〇一、三三三	一、三六六、一七五

28 鹽

年度	總數	天日鹽	煎熬鹽	再製鹽	輸移入鹽
大正十年度	一三三、八二一、七〇六	五、八七三、七八	四〇、九三三、〇五五	五、〇〇六、九七三	一、五七、六一、五〇〇
昭和十三年度	三三三、七三三、二四九	二、四四、四六、〇〇〇	三、九三三、三三三	三、八六四、九三八	一、五五、〇四、三三三

29 人蔘輸移出

年度	紅蔘	白蔘	水蔘
大正十年度	四七、七三九	二、六七一、七〇八	六九、五八九
昭和十三年度	二、四〇一、三三三	一、一〇一、二七七	一〇、八八九

昭和十三年度

三六、六四

一、五四七、七八五

三、九六一

三、八八七

三、一五

三、二一、五〇〇

三、九六〇

六四、六八二

30 鐵道收入及支出

收入

支出

差引益金

明治四十四年度

五、七五七、八六三

五、一三三、七九

六三、〇七一

昭和十三年度

一、五八、八七、九三三

一、二六、〇七三、三六二

四三、七四五、五七二

31 鐵道投資額

總數

國有鐵道

私設鐵道

私設軌道

明治四十四年度末

一三、六三四、九一五

九、三三四、二四二

五、〇〇〇、〇〇〇

三、六五〇、六七三

昭和十三年度末

三、三三、七六二、七五六

九、〇一六、二三五

一、四六、八三三、〇〇三

六、七、九三四、〇一八

32 鐵道營業料程

總數

國有鐵道

私設鐵道

私設軌道

明治四十四年度末

一、二六九、〇

一、二三五、三

一、〇〇、〇〇〇

三三、七

昭和十三年度末

五、四九四、一

三、八三二、一

一、五八一、六

八一、四

國有鐵道營業料面積百方籽に付 (昭和十二年)

33 道路延長

朝鮮

一、六九九籽

內地

四、六八籽

昭和十三年末現在

二、五三四

一、八、三四

五、〇、六八

八、六二五

二、〇、六七五

二、九、二九〇

朝鮮

二、三二

34 船舶

船數

總噸數

汽船

帆船

總噸數

面積一方籽當

朝鮮

內地

朝鮮

內地

國道

地方道

計

國道

府縣道

計

朝鮮

內地

明治四十三年度末

登簿船

八八隻

九、三八二

四〇隻

七、八一五

四八隻

一、五九七

昭和十三年度末

登簿船

一、七七七

一、四三、〇〇八

六八隻

一、〇〇、三九三

一、〇九六

四三、七二五

35 朝鮮總督府命令航路

航路數

使用船數

總噸數

搭載貨物

乘客人員

明治四十四年度

?

二隻

四、〇八〇噸

一、六六、六二二噸

?

三九、〇四五人

昭和十三年度

三

八隻

七四、六五一噸

一、六六、六二二噸

?

一五七、一七七人

朝鮮銀行	一七、八九	七九、三七	三三、二五〇	一三、五二二	一三、〇〇〇
朝鮮殖産銀行	一九、三五	三三、二六六	四〇、六一八	三四、一五三	二四、〇六八
朝鮮貯蓄銀行	六、〇〇六	一、五三七	—	—	六、五〇二
普通銀行	三三、七四	一一、八三三	四二、八五三	五二、七七	一八、五七一
總額	—	—	—	—	—

42 銀行貸出金現在高 (單位千圓) 昭和十三年末

總額	一、〇五三、五五〇	年賦及定期	三九六、一七五	貨付金	五三二、〇三二	當座貸越	三五、〇三三	手形割引	一〇〇、五二一
朝鮮銀行	三三、七四	—	—	—	—	—	—	—	
朝鮮殖産銀行	一九、三五	—	—	—	—	—	—	—	
朝鮮貯蓄銀行	六、〇〇六	—	—	—	—	—	—	—	
普通銀行	三三、七四	—	—	—	—	—	—	—	

43 手形交換高 (金額單位千圓) 昭和十三年

總額	三、九六一、九三〇	小切手	一、八三三、五二八	送金爲替	九三、〇七四	約束手形	三五九、五七五
仕拂手形	三、四三三、八三〇	郵便爲替	一、三九九、六三二	公債債券	一三五、五五七	雜證券	三〇〇、四〇〇
—	九八、三三六	—	五三五、三五三	同利札	二、〇三三	—	九〇、八七三
—	一一、五三七	—	二二、八三〇	—	五、一三一	—	一七四、八九四

44 朝鮮銀行券發行高

總額	二〇、一六三	正貨準備	七、〇三五	保證準備	一三、一三六	發行餘力	六、八三三
—	三三、九七七	—	二〇〇、三六	—	一一、三六九	—	三、六七九

45 銀行金利 昭和十三年

預金	定期 (年利)	三六分	當座 (日歩)	三二	貸付 (日歩)	一八	當座貸越 (日歩)	一九	手形割引 (日歩)	一八
—	—	四〇	—	—	—	二〇	—	—	—	一九

46 耕地面積

總數	二、四六四、九〇四町	一毛作	—	二毛作	—	計	八四七、六六七町	田	一、六二七、三三六町	火田	四四三、〇四四町	總面積に對する耕地面積	二〇・三%
—	四、五一五、六七六町	—	—	—	—	—	一、七五〇、八四三町	—	三、七六四、八三三町	—	一九	—	

47 自作小作別耕地面積

昭和十三年末	總數	自作	小作	田	
		自作	小作	田	
	四、五二五、六七一町	五、六三、九四三町	一、一八六、九〇〇町	一、三四四、〇三三町	一、四三〇、七九八町

48 公有水面埋立 (干瀉及沼澤)

昭和十三年度末	件數	埋立	免許中
		埋立	免許中
	三、一七四	四、九〇三町	一、九三九
		面積	面積
		四、九〇三町	三〇、二七三

49 農業者戶數

昭和十三年末	總數	內地人	朝鮮人	滿洲國人及 中華民國人	其他の 外國人	總戶數と の割合
		內地人	朝鮮人	滿洲國人及 中華民國人	其他の 外國人	總戶數と の割合
	二、三三六、三三〇	二、一三三	二、三三三、八二四	三六四	一〇	八三・三%
	三、〇五三、五九二	七、三三九	三、〇四一、七九二	二、一七一	—	七二・五%

50 自作小作別農業者戶數

昭和十三年末	總數	自作	自作兼小作	小作	被備者	火田民
		自作	自作兼小作	小作	被備者	火田民
	三、〇五三、五九二	五、五二一、四三〇	七、二九一、三三〇	一、五八三、四三五	二、一六、〇三〇	七、一八七

51 農産價額

明治四十三年	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
大正四年	三〇七、六六一、三三三	100	一三、四四五、九三三	100	三三三、一〇七、一三三	100	三三三、一〇七、一三三	100
同 九年	三三三、八〇七、八七五	一〇八	四三、七三三、二四八	三二五	三三三、一〇七、一三三	100	三三三、一〇七、一三三	100
同 十四年	一、二七〇、一八〇、三三三	六二	五七、七一一、一六八	四三三	一、三六八、九一五	一〇〇	一、三六八、九一五	一〇〇
同 十九年	一、一四五、八二九、〇九四	五五二	六七、六八〇、九四四	五〇三	一、二二五、五七〇、〇六八	九〇	一、二二五、五七〇、〇六八	九〇
昭和五年	六九二、五四三、一四九	三三四	三一、六八四、七三六	二二六	七三四、三七八、七五五	三五八	七三四、三七八、七五五	三五八
同 十年	一、一〇〇、五六六、六七五	五三〇	四六、四八八、四九三	三四六	一、一四七、〇五五、一六八	五九	一、一四七、〇五五、一六八	五九
同 十二年	一、四九〇、八九二、九〇三	七七八	六九、五九四、五六一	五七八	一、五六〇、四八七、四六四	七〇六	一、五六〇、四八七、四六四	七〇六

52 農産價額種類別 (單位圓) (其ノ一)

昭和十二年	總數	米	麥	豆	類	雜穀類	特用作物
		米	麥	豆	類	雜穀類	特用作物
	一、五六〇、四八七、四六四	七七七、〇三七、四九二	一六五、九八〇、三六四	八八九、八四七、九〇九	一〇一、三五九、〇三五	五九、七八二、五八八	

同上 (其ノ二)

昭和十二年	總數	蔬菜	果實	其他	蠶業	畜産品	加工品	畜産物並 同副産物	自給肥料
		蔬菜	果實	其他	蠶業	畜産品	加工品	畜産物並 同副産物	自給肥料
	九六、七三六、九四三	一一、三八一、五七〇	五三二、四三三	三四、〇五七、二七三	四三、五三二、三三三	六九、〇五四、七五八	一三〇、三六、七六八		

53 米

明治四十三年	昭和十三年	總數	梗米	糯米	陸米	總數	梗米	糯米	陸米
一、三三三、七九六・八一	一、三三三、〇九九	八三、六九九	一三、七七八・五	一〇、四四五・六	六三、九七三・〇	九、七三五・〇	五八二、六〇一	九七、九四〇	一、六五九、八六一・一
一、五九六、八六一・一	一、五九六、五三二・四	二七、六三三・一	三、六六五・六	二四、一三八、八七四	三、四八四、八六七	三、六六七、二六七	二八六、七四〇	一、六五九、八六一・一	一、五九六、八六一・一

米收穫高内鮮比較 昭和十三年

作付段別	收穫高	一段步收穫高
町	二四、一三八、八七四	一、四五五
郡	六五、八六九、〇九二	二、〇四五
縣	九、八二六、八九九	一、五六七
總計	九、八二六、八九九	一、五六七

54 米輸出累年比較 (最近十箇年)

昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
一〇五、七二四	二九、九六四	二、七三九	六、八〇四	九、六〇三	五、七八〇、九〇七	五、一六六、四九〇	九、〇五六、一〇〇	七、四七六、四八一	七、八八四、八五四
八五、七八二	一三三、八三九	五、三二二	四六、二五三	三、〇一九	八、八九二、四二六	八、八九六、九五九	七、八五三、二〇一	九、七七四、八四六	九、八四九、六三九
輸	出	移	出	輸	出	移	出	輸	出
輸移出合計	九、九三一、四三一	九、〇三五、二五五	八、九四八、二七二	七、八九八、四五四	一〇、一三三、八五三	九、九三〇、五六八	七、九九〇、五六八	七、八八四、八五四	七、八八四、八五四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	二	一	一	一	一	一	一	一	一
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

55 米輸出先別累年比較 (最近十箇年)

關東州	滿洲國	中華民國	亞細亞領	其他	計
三、六七九	二、九一八	三、〇一九	一、九七	九、九三三	九、九三三
二、五三三	二、五三九	一、五九五	三、四七	六、八〇四	六、八〇四
一、五七八	六、四五五	四、二四	九二	二、七三九	二、七三九
六、一〇五	二、三、〇〇八	七、九一	六〇	二九、九九四	二九、九九四
一九、七三三	七、九一八〇	六、三三〇	三、三八	一〇五、七二四	一〇五、七二四
一〇、三三八	七、四、三〇四	一、〇、四九九	八九	八五、七八二	八五、七八二
六、六、一一二	六三、九六七	三、六三五	八六	一三三、八五三	一三三、八五三
五、八七一	四、四、四四一	九一六	四三	五、一、三三三	五、一、三三三
三、六七八	三、七、三〇五	五、一九七	四九	四六、二五三	四六、二五三
八七、二九〇	一、三、九、〇〇〇	一、三、三、六〇〇	四九	三、五九、〇〇七	三、五九、〇〇七

56 米移出先別累年比較 (最近五箇年) (其の一)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	二	一	一	一	一	一	一	一	一
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

60 牛

明治四十三年末
昭和十三年末

明治四十三年
昭和十三年

明治四十三年末
昭和十三年末

飼養戸數	總數	年	末	頭	數	朝鮮種	其他
	總數	牝	牡	牝	牡		
屠殺數	總數	牝	牡	牝	牡	其他	
輸出數	總數	牝	牡	牝	牡	其他	
移出數	總數	牝	牡	牝	牡	其他	

明治四十三年末 1,383,456
昭和十三年末 1,777,063

明治四十三年 1,751,947
昭和十三年 1,092,551

屠殺數 634,322
輸出數 644,338
移出數 2,233

61 馬

62 種 羊

飼養戸數	總數	牝	牡	朝鮮馬	其他
	總數	牝	牡	牝	牡
屠殺數	總數	牝	牡	朝鮮馬	其他
輸出數	總數	牝	牡	朝鮮馬	其他
移出數	總數	牝	牡	朝鮮馬	其他

明治四十三年末 39,860
昭和十三年末 49,076

屠殺數 24,576
輸出數 23,103
移出數 21,588

昭和十三年末

63 鶏

明治四十三年末
昭和十三年末
昭和十三年

飼養戸數	總數	牝	牡	羊毛產額
	總數	牝	牡	數量
屠殺數	總數	牝	牡	價額

昭和十三年末 2,949
總數 27,455
牝 23,387
牡 4,068
羊毛產額 72,450
價額 3,539,966

64 肥料消費高 (單位數量、價額千圓) (最近十箇年)

總數	昭和四年		同五年	
	數量	價額	數量	價額
總數	288,689	13,121	333,633	33,197
鹽	13,121	77,216	4,741	43,944
粕	1,187	6,333	4,741	43,944
大豆粕	1,187	6,333	4,741	43,944
硫安	11,098	811	11,098	811
石室	7,755	3,455	7,755	3,455
石灰	3,455	1,061	3,455	1,061
過磷酸	811	1,061	811	1,061
硫酸	11,098	811	11,098	811
加里	11,098	811	11,098	811
化成肥料	11,098	811	11,098	811
調合肥料	173,968	1,739	173,968	1,739
其他	173,968	1,739	173,968	1,739

昭和十三年末	同十三年		同十二年		同十一年		同十年		同九年		同八年		同七年		昭和六年	
	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價	數
總數	八九,九八八	九,九〇四	七四,二九二	八,五五九	八五,四九〇	九,〇九二	七三,六三三	八,〇九二	四〇,三三四	五,〇四九	二八,七九九	四三,〇三三	一七,二七六	三六,四三六	一六,八二四	三五,八八五
國有	五,三二〇	二九,三四九	三,四四五	一,六五六	三,〇九五	一,八七四	二,三三七	一,八三三	二,八二四	二,一九四	二,三四〇	二,七三三	一,七五〇	四九,三三六	二,五〇三	二五,三七五
公有	一,二九九	一五,四六八	一,六五六	一,八七四	一,八七九	一,八七四	一,八七四	一,八七四	二,二五三	二,二五三	二,二五三	二,二五三	二,二五三	一六,四〇七	八,二五六	六,七四三
寺利有	三〇,九四五	三,一四五	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
私有	四,九八八	一,二二二	四,九八八	一,二二二	四,九八八	一,二二二	四,九八八	一,二二二	四,九八八	一,二二二	四,九八八	一,二二二	四,九八八	一,二二二	四,九八八	一,二二二

65 林野面積

昭和十三年末	總數	國有林	公有林	寺利有林	私有林
總數	六五四,九七四 <small>尺</small>	三二七,三三八 <small>尺</small>	三三,三三三 <small>尺</small>	一一,七九六 <small>尺</small>	二九二,六二七 <small>尺</small>

66 林野蓄積

67 造林 (最近十箇年)

昭和十三年末	同十三年		同十二年		同十一年		同十年		同九年		同八年		同七年		同六年		同五年		同四年	
	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數	施業面積	施業本數
總數	九三,七九五	二,八二一	八七,二一六	二,四六六	八〇,三六六	二,三三三	七五,四九四	二,二二二	七〇,三三三	二,一〇〇	六五,四三三	二,〇〇〇	六〇,三三三	一,九〇〇	五五,四三三	一,八〇〇	五〇,三三三	四五,四三三	四〇,三三三	三五,四三三
國費經營	三二,一三二	一,〇〇〇	二八,一三二	九〇〇	二六,一三二	八〇〇	二四,一三二	七〇〇	二二,一三二	六〇〇	二〇,一三二	五〇〇	一八,一三二	四〇〇	一六,一三二	三〇〇	一四,一三二	一二,一三二	一〇,一三二	八,一三二
公營及民營	六一,六二三	一,八二一	五九,〇八四	一,五六六	五四,二三三	一,四三三	五〇,三六二	一,三三三	四八,二〇〇	一,二〇〇	四五,二〇〇	一,一〇〇	四二,二〇〇	一,〇〇〇	三九,二〇〇	〇,九〇〇	三六,二〇〇	三三,二〇〇	三〇,二〇〇	二七,二〇〇

68 林產價額

明治四十三年
大正四年
同 九年
同 十四年

實數	指數
一九、四四〇、〇〇〇	100
三、九四五、〇〇〇	二一九
三〇、〇〇六、〇〇〇	一五七
五三、四八六、六二九	二七六
昭和五年	三三九
同 十年	五九三
同 十三年	八二五

69 林産價額種類別

昭和十三年

總額	材	薪	材	木	炭	其他
一五、七〇九、七四九	二、六四九	三、三九七	一、三三三	七、七〇一	五、六六二	八三、九〇三

明治四十四年
大正五年
同 十年
同 元年
昭和六年
同 十一年

實數	指數
六、七六三、一六〇	?
一五、九五五、九三二	?
四、九七七、五九〇	七、七、四九九
五三、七四三、八六七	二、四八一、九九九
四六、五七八、一七〇	二、六一五、一二六
七九、八七九、一三七	四、七四七、四九九
養殖生産高	?
水産製造高	二、六五四、九一九
合計	九、四一八、〇七九
	二五、七三七、七五五
	七、三六九、九一八
	九〇、五五四、一七九
	七、五五二、七四八
	一六四、〇〇三、八七九
	一、七四一

70 水産價額

同 十三年

實數	指數
八七、〇〇三、八八〇	五、九三四、〇〇元
九六、八一七、九七五	一八九、八二四、八八四
二、〇一六	二、〇一六

71 水産價額比較 (帝國全土) 昭和十二年

總數
朝鮮
內地
臺灣
南洋

實數	指數
八〇一、三六二	100.0%
一八七、九三三	二三.五
五五四、二四一	六九.一
二、八二二	二.七
二五、四四〇	三.二
二、三四六	一.五
四三〇、四九一	五三.〇
八九、九二〇	一一.〇
三〇九、五三六	三八.九
一四、五一三	一.七
九、六六〇	一.二
六、八六三	〇.八
三、八〇五	〇.四
四、五八六	〇.五
二、九七四	〇.四
四、五四五	〇.五
三、七六一	四.六
二、五七三	三.二
二、三四四	二.八
一、五七八〇	一.九
五、四八四	六.九

72 水産製造高 昭和十三年

總數	實數	指數
四五三、三三三、三七	九六、八一七、九七五	二一六
一三五、九四〇、四八〇	四、六六一、〇八九	三三
一、九四三	九三四	一
三四、七六八、七五五	二、八三三、四一〇	八
七、二九五、一九六	一、七六八、九六九	二四
煮乾類	一、五、六五三、二一六	三
鹽藏類	四三、六四九、五〇〇	九
鹽辛類	一三、九二一、三五四	三
水産罐詰類	七、五七三、三四六	一七
水産罐詰類	二、〇一〇、三八	二
水産罐詰類	一、九三、九四四	一

海藻類	101,259,257	六,九一五,二四八	乾製肥料	六三,九七七,七五七	九,五三四,六〇九
冷凍品	七九〇,一七六	一七四,四二七	油肥類	二六,一七九,三三八	三,一九八,五〇九
櫻干類	三三〇,八五五	三七五,六五三	海藻類	三,一六一,五九〇	一,一九六,四〇〇
其他(食用品)	三,八七七,九七四	一,八四八,一九三	工業品	100,六一一	三四,四〇三
非食用品總數	三七,五九四,七五七	五二,一五六,八八六	藥品	一,五四五	一四,五三三
壓搾肥料	一四,九三三,九七八	一九,四〇一,〇元	其他(非食用品)	六,八八八	七,五九五

73 鑛業許可鑛區

總數	七九六	三三七	金銀銅鉛	三	一五	石炭	七	砂金	二七九	其他	五
明治四十四年末	八,六三三	四,八七七	其他鑛	一,八八八	二四三	四四	三六四	四二	昭和三十四年	四二	昭和三十四年
昭和十三年末	五,三六六	三,六六四	其他鑛	二	一〇八	一八九	五八	元〇	昭和十三年	四六	昭和十三年

74 鑛業稼行鑛區

總數	三〇六	七四	金銀銅鉛	二	四三	石炭	一一	砂金	五六	其他	八
明治四十四年末	五,三六六	三,六六四	其他鑛	二	一〇八	一八九	五八	元〇	昭和十三年	四六	昭和十三年
昭和十三年末	三,〇六	一三	其他鑛	二	一〇八	一八九	五八	元〇	昭和十三年	四六	昭和十三年

75 鑛產價額

明治四十四年末	五,三六六	三,六六四	昭和十五年	二四,六五四,四六三	四〇六
昭和十三年末	三,〇六	一三	昭和十年	八八,〇元,101	一,四五二
同 九年	三,〇四,六八	元九	同 十一年	110,四三九,六五五	1,八10
同 十四年	三,〇八七,九六四	三四四			

76 工場從業者及生産額

明治四十四年	六,二九八	二五二	從業者數	一四,五七五	生産品價額	一九,六三九,六五五
昭和十二年	四二六	二〇七,〇〇二		三八,二八四		九五五,一七九,一五六
紡織工業	二六四	三八,二八四		八,二三六		一二二,七四二,六三〇
金屬工業	四一七	一〇,九一一		一〇,六五〇		四五,二八三,一二五
機械器具工業	一,五八八	六五,二五九		八,二二〇		一〇,五〇四,一一八
窯業	三一	二六,三三四,六四一		八,〇六三		二一,二五三,二〇七
化學工業	三一	二六,三三四,六四一		四七,九二二		二六,三三四,六四一
製材及木製品工業	二,二七三	一五,五三八,七七五		一,一九九		一五,五三八,七七五
印刷及製本業	四〇	三九三,四八九,九一五				三九三,四八九,九一五
食料工業		四〇,〇七五,八〇〇				四〇,〇七五,八〇〇
ガス及電氣業		三三				三三

其の他の工業 三二七 七、二五八 三四 一二、七七九、一七四

77 工業生産額

年	實數	指數
昭和六年	一五、六四五、一五九	一〇〇
昭和十一年	六〇、五八八、五五六	三六六
昭和十三年	三〇〇、五五五、八三三	一、八二二
昭和十四年	三九八、九六七、五五四	一、九一七

78 工業生産額業種別 (昭和十三年)

業種	實數	指數
木製品工業	一五、〇五四、〇〇〇	一、六二七
印刷製本業	一六、九四八、一二三	四、六七
食料品工業	二七、二〇七、七八一	四、六七
ガス及電気業	二四、五〇一、九四七	七、三六七
其他の工業	一三四、一二三、八八〇	

79 營業用發電力

電力	總數	未落成
汽力	一、一四〇、一八、五八五	八五〇
水力	一六四、八二一、一五九	四〇〇
内燃力	九一、九六六、二二八	
其他	二六、七九八、九五七	
合計	三五二、八一九、三一二	

昭和十三年度末 六八〇、五五四 一、二六、五〇〇 五五〇、八五〇 三、二〇四 九三九、〇五五 五〇、〇〇〇 八八九、〇三五 五〇

80 電氣普及狀況 (最近十箇年)

年	需用家數	總家數に對する需用家數の割合	取付電燈數	平均需用家數	總戸數百
昭和四年	三三九、八八四	六・二八%	八二〇、〇九九	三・五	三三・一
昭和五年	三五六、九八	六・七二%	八九五、九七九	三・五	三三・四
昭和六年	二六七、八四二	六・九九%	九五四、〇二八	三・六	三三・九
昭和七年	二八七、五九三	七・三五%	一、〇三六、九五九	三・六	三六・五
昭和八年	三二五、五九四	七・九九%	一、三九三、五五五	三・六	三六・八
昭和九年	三六八、三三三	九・一八%	一、三三三、〇三三	三・六	三三・七
昭和十年	四一五、九三五	一〇・〇四%	一、四九八、三三七	三・六	三六・二
昭和十一年	四七二、七七	一〇・九%	一、七三七、〇〇八	三・七	四一・六
昭和十二年	五三〇、四六〇	一三・三%	一、九三三、九五〇	三・七	四三・五
昭和十三年	五七〇、九三五	一三・七%	二、一五二、〇七九	三・八	五〇・四

81 會社 (朝鮮に本店を有するもの) 昭和十三年末

總數	總社數	合名會社	合資會社	株式會社
三、三六二	三、三六二	三、三六二	一、三二二	一、七三八
公稱資本金	一、六四一、三九九	三、三六二	五四、九二一	一、五四九、五三八
社數	三、三六二	三、三六二	一、三二二	一、七三八
公稱資本金	三、三六二	三、三六二	五四、九二一	一、五四九、五三八
社數	三、三六二	三、三六二	一、三二二	一、七三八
公稱資本金	三、三六二	三、三六二	五四、九二一	一、五四九、五三八

農林業	一七六	九五、四三七	元	一四、四八八	四	七、〇二五	九三	七三、九三三
商業	九三九	一〇八、六七六	二六	八、二〇四	四六九	九、六〇〇	三〇四	九〇、九六二
工業	一〇八、〇五四	二八、一五二	一五	四、二七七	三八七	一〇、五二二	五八四	九〇、三〇五
鑛業	一〇八、〇五四	二八、一五二	一五	四、二七七	三八七	一〇、五二二	五八四	九〇、三〇五
水産業	一〇八、〇五四	二八、一五二	一五	四、二七七	三八七	一〇、五二二	五八四	九〇、三〇五
銀行及金融業	一〇八、〇五四	二八、一五二	一五	四、二七七	三八七	一〇、五二二	五八四	九〇、三〇五
運輸業	一〇八、〇五四	二八、一五二	一五	四、二七七	三八七	一〇、五二二	五八四	九〇、三〇五
瓦斯及電氣業	一〇八、〇五四	二八、一五二	一五	四、二七七	三八七	一〇、五二二	五八四	九〇、三〇五
土木請負業	一〇八、〇五四	二八、一五二	一五	四、二七七	三八七	一〇、五二二	五八四	九〇、三〇五
其他	一〇八、〇五四	二八、一五二	一五	四、二七七	三八七	一〇、五二二	五八四	九〇、三〇五

82 保 險 (年末現在) (金額單位千圓) 昭和十三年

生命保險	三三三	九、四三一	三〇	七、〇〇〇	九四	二、八三三	一九八	八八、五八九
火災海上運送傷害自動車硝子信用森林	一七九	二五、〇一〇	九	一、九七八	一四七	一四、五五七	三三	一七、三三六
總額	一九、九一四	四、五三五	一九、三七九	一九、七七八	一九、四四五	一九、三三三	一九、三三三	一九、八六六

83 貿易 額

總額	一九、九一四	四、五三五	一九、三七九	一九、七七八	一九、四四五	一九、三三三	一九、三三三	一九、八六六
輸出	一九、九一四	四、五三五	一九、三七九	一九、七七八	一九、四四五	一九、三三三	一九、三三三	一九、八六六
輸入	一九、九一四	四、五三五	一九、三七九	一九、七七八	一九、四四五	一九、三三三	一九、三三三	一九、八六六

昭和十三年 八七九、〇六六 一六九、〇六六 七〇、五三九 一、〇五五、九八八 一四、五八二 九三、三〇五 一七六、三三三

84 朝鮮人の開拓民

昭和九年	五六〇	不明	(五六〇)	計	滿洲國にて集結したる者	合 計
十年	三〇〇	不明	(三〇〇)	計	滿洲國にて集結したる者	合 計
十一年	五九二	不明	(五九二)	計	滿洲國にて集結したる者	合 計
十二年	二、五三八	不明	(二、五三八)	計	滿洲國にて集結したる者	合 計
十三年	二、七九九	不明	(二、七九九)	計	滿洲國にて集結したる者	合 計

昭和十四年十二月十五日 印刷
昭和十四年十二月二十日 發行

定價金壹圓

朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地
印刷所 朝鮮印刷株式會社

陟陵陽城川陽口蹄川昌城界原

慶慶穩鍾會茂富城吉明鏡

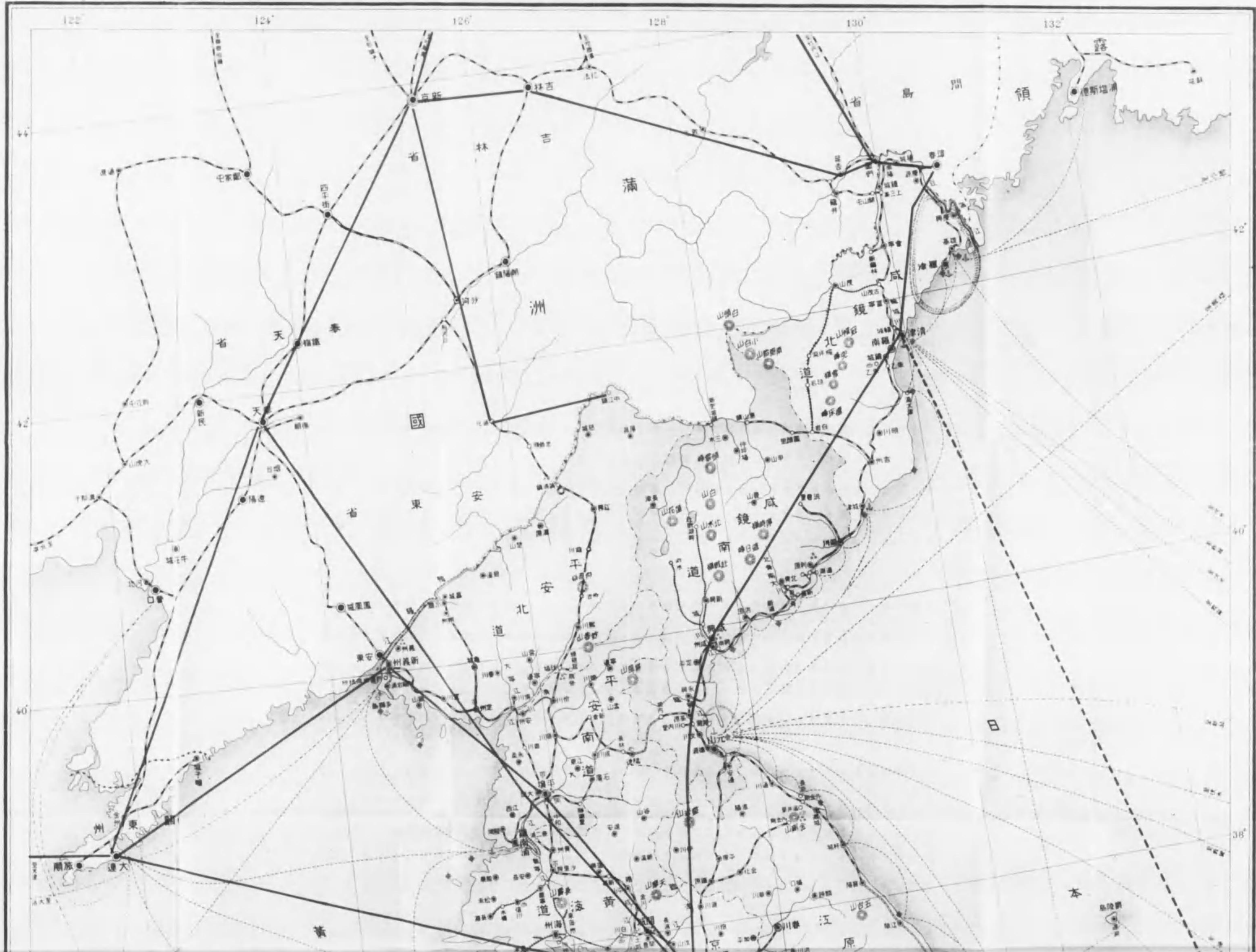
興源城城寧山寧津州川城咸

郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡

(雄慶穩鍾會茂富城吉上鏡

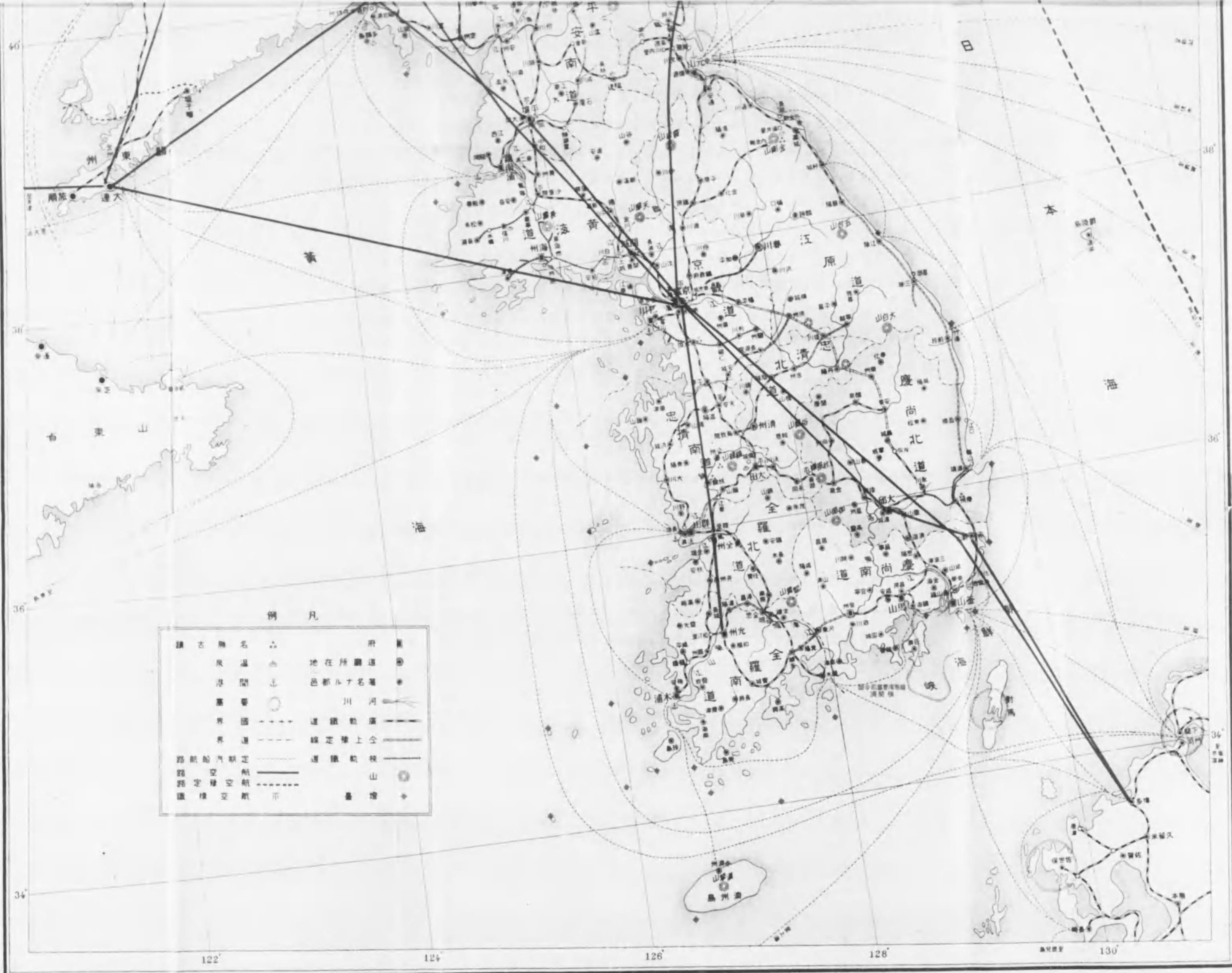
基源城城寧山寧津州北城

朝鮮地圖



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5

昭和十四年十月三十日現在 朝鮮總督府



一之分萬十五百二尺縮
0 5 10 20 30 40 50

群(金扶高升淳南任長茂錦全通天溫廣瑞德洪青大舒扶論公鳥大道丹吳忠族魏鳳永扶報街遠岡長臨
山地亭敏州昌原實水朱山安州安陽律山山州陽川川餘山州院川陽州州城山川陽川恩州城臨津

聞尙書金漆星高濟慶永慶迎盈英青安義軍蓬 珍堯長靈成羅務靈海康長和寶高顯顯光求谷潭光 益
慶州山泉谷州靈道山川州日德陽松東城威城慶島島城光平州安巖南津興顯城興天水陽體城陽山金山
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
郡(尙書)(金漆)(星高)(大慶)(永慶)(浦盈)(英青)(安義)(軍大) 珍(堯長)(靈成)(羅務)(靈海)(康長)(和寶)(高顯)(顯光)(求谷)(潭光) 益
慶(州山)(泉谷)(州靈)(道山)(川州)(日德)(陽松)(東城)(威城)(慶島)(島城)(光平)(州安)(巖南)(津興)(顯城)(興天)(水陽)(體城)(陽山)(金山)

大 谷差瑞鳳黃載信安股松長慶新平金廷碧 陝居成山河南泗固統昌金東蔚榮密昌成宜晉 奉榮禮
同平安安興山州寧川岳栗禾源津漢山川白城黃川昌陽濟東海川城營原海榮山山陽寧安寧陽慶化州泉
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
郡(平道)(谷差)(瑞鳳)(黃載)(信安)(股松)(長慶)(新平)(金廷) 碧 陝(居成)(山河)(南泗)(固統)(昌金)(東蔚)(榮密)(昌成)(宜晉) 奉(榮禮)
同(平安)(安興)(山州)(寧川)(岳栗)(禾源)(津漢)(山川)(白城)(黃川)(昌陽)(濟東)(海川)(城營)(原海)(榮山)(山陽)(寧安)(寧陽)(慶化)(州泉)

三江襄高通淮揚麟春 厚慈江渭楚碧昌朔龍鐵宜定博寧熙雲泰龜義 寧德份安平江龍中江成陽孟順
陟陵陽城川陽口跨川江昌城界原山潼城州川山川州川邊川山川城州平遠川川州原西岡和東川德山川
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
郡(三)(江襄)(高通)(淮揚)(麟春) 厚(慈江)(渭楚)(碧昌)(朔龍)(鐵宜)(定博)(寧熙)(雲泰)(龜義) 寧(德份)(安平)(江龍)(中江)(成陽)(孟順)
陟(陵陽)(城川)(陽口)(跨川)(江昌)(城界)(原山)(潼城)(州川)(山川)(州川)(邊川)(山川)(城州)(平遠)(川川)(州原)(西岡)(和東)(川德)(山川)

慶慶樞鍾會茂富城吉明鏡 甲三豐長新端利北洪安德文高永定成 伊平鐵金華洪橫原寧平旌蔚
興源城城寧山寧津州川城威山水山津興川原青原遠源川原興平州威川康原化川川城州越昌善珍
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
郡(慶慶)(樞鍾)(會茂)(富城)(吉明)(鏡) 甲(三豐)(長新)(端利)(北洪)(安德)(文高)(永定)(成) 伊(平鐵)(金華)(洪橫)(原寧)(平旌)(蔚)
興(源城)(城寧)(山寧)(津州)(川城)(威山)(山水)(山津)(興川)(原青)(原遠)(源川)(原興)(平州)(威川)(康原)(化川)(川城)(州越)(昌善)(珍)

終

